
出席議員(19名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	19番	大 沼 喜 昭 君
20番	大 沼 惇 義 君	21番	加 茂 紀代子 君
22番	伊 藤 一 男 君		

欠席議員(1名)

18番	加 茂 力 男 君
-----	-----------

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
まちづくり推進課長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	笠 松 洋 二 君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	吾妻良信	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎	守
主 幹	相原	光男
主 任 主 査	遠藤	幸恵

議 事 日 程 (第5号)

平成21年2月20日(金曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 3号 柴田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 第 3 議案第 4号 柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 5号 柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 6号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7号 町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 8号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 第 8 議案第 9号 柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 第 1 0 議案第 1 1 号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
 - 第 1 1 議案第 1 2 号 柴田町営住宅条例の一部を改正する条例
 - 第 1 2 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について (柴田町地区集会所)
 - 第 1 3 議案第 1 4 号 指定管理者の指定について (柴田町新農業構造改善センター)
 - 第 1 4 議案第 1 5 号 指定管理者の指定について (柴田町太陽の村)
 - 第 1 5 議案第 1 6 号 指定管理者の指定について (柴田町農村公園)
 - 第 1 6 議案第 1 7 号 指定管理者の指定について (柴田町デイサービスセンター)
 - 第 1 7 議案第 1 8 号 指定管理者の指定について (柴田町地域福祉センター)
 - 第 1 8 議案第 1 9 号 指定管理者の指定について (柴田町地域活動支援センター)
 - 第 1 9 議案第 2 0 号 指定管理者の指定について (柴田町駐車場)
 - 第 2 0 議案第 2 1 号 指定管理者の指定について (柴田町自転車駐車場)
 - 第 2 1 議案第 2 2 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
 - 第 2 2 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度柴田町一般会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 3 号 柴田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 第 3 議案第 4 号 柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 5 号 柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 6 号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7 号 町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 8 号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 第 8 議案第 9 号 柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 1 0 号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 1 1 号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 1 2 号 柴田町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について (柴田町地区集会所)
- 第 1 3 議案第 1 4 号 指定管理者の指定について (柴田町新農業構造改善センター)

- 第14 議案第15号 指定管理者の指定について（柴田町太陽の村）
- 第15 議案第16号 指定管理者の指定について（柴田町農村公園）
- 第16 議案第17号 指定管理者の指定について（柴田町デイサービスセンター）
- 第17 議案第18号 指定管理者の指定について（柴田町地域福祉センター）
- 第18 議案第19号 指定管理者の指定について（柴田町地域活動支援センター）
- 第19 議案第20号 指定管理者の指定について（柴田町駐車場）
- 第20 議案第21号 指定管理者の指定について（柴田町自転車駐車場）
- 第21 議案第22号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が18番加茂力男君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において12番小丸 淳君、13番星 吉郎君を指名いたします。

○議長（伊藤一男君） 次に、日程の前に、昨日選任同意いたしました固定資産評価審査委員、井上武夫さんからあいさつの申し出がありますので、これを許したいと思います。

井上武夫さん、どうぞ。

〔固定資産評価審査委員 井上武夫君 登壇〕

○固定資産評価審査委員（井上武夫君） このたび、私は柴田町固定資産評価審査委員会の委員に選出されました柴田町槻木駅西地区に住んでおります井上武夫と申します。

私はこの責務を誠心誠意務める所存でございますので、どうか皆様よりご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

大変簡単ではございますが、ごあいさついたします。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（伊藤一男君） ご苦労さまでございました。

日程第2 議案第3号 柴田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

○議長（伊藤一男君） 日程第2、議案第3号柴田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号柴田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についての提案理由を申し上げます。

平成21年度から介護従事者の処遇を改善するため介護報酬の改定が行われることに伴い、65歳以上被保険者の介護保険料の上昇が見込まれます。その抑制措置として、国庫において保険料上昇分の半額を特例交付金で措置することを決定しております。平成20年度末に国庫から第4期介護保険事業計画期間の所要額が交付され、市町村では受入基金を設置し、平成21年度と平成22年度に被保険者の保険料負担を軽減するため、所要額を充当することとしています。

本条例はこの受入基金を設置するためのものであり、国から指示された条例準則による条文構成としております。

詳細につきましては長寿社会対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） それでは、詳細説明を行います。

議案第3号柴田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例です。概要については、今町長から提案内容のとおりになりますが、この基金の規模についてお話ししたいと思います。

国から特例交付金を受ける形で基金を造成いたします。国の二次補正ですので確定ではありませんが、見込額でお話しします。事務費164万円を含んで約1,600万、そのぐらいの規模の基金になります。これを平成21年度保険料の充当として944万、平成22年度はその半分になりまして489万取り崩し、保険料として充当いたします。

保険料の効果といたしますか、今回は基金も何も組み入れなければ3,800円台になることになってますが、この特例交付金と町の準備基金を取り崩しまして3,400円の水準に維持したいと考えています。そのうち、この特例交付金が効果額については一月分で考えれば3,400円の基準で考えれば約98円ぐらいの軽減額になります。

条項の説明を申し上げます。

第1条設置です。第1条を読み上げます。介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改正の趣旨等にかんがみ、当該改訂に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、柴田町介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置する。

第2条は積立てを規定しています。特例交付金によるものとしています。

第3条は管理です。

第4条は運用益金の処理。利子の処理について規定しております。

第5条、次のページになりますが、繰替運用について規定しております。

第6条、処分。これが基金の使い道です。第1項、ここで後半になりますが、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合。第2項で、広報啓発、賦課・徴収に係る、いわゆる事務処理に係る場合について使うことができるというふうな規定がされています。

第7条は委任規定です。

附則で、施行期日を第1項で公布の日から施行する。第2項でこの条例、この基金について精算を規定しております。平成24年3月31日限りその効力を失う。この場合において基金に残額がある場合のときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。計画では全額使い切るというふうを考えております。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号、柴田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第5号 柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第6号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第4号柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第5号柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第6号柴田

町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、以上3案件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第4号柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例から、議案第6号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例までについての提案理由を申し上げます。

議案第4号に係る柴田町交通指導隊条例については、昭和42年に、町における道路交通の安全を保持することを目的として柴田町交通指導隊の設置を定め、交通事故のない社会を目指して、町民の理解と関係機関の協力を得て交通安全に関する施策を実施してまいりました。

近年では地域ボランティアやPTAによる交通安全活動も活発化しており、このような活動団体との連携強化を図り、地域に密着した交通安全活動を地域住民との協働により一層推進できるよう機構の再編と任務の見直しを行い、社会状況に合った隊員数の見直しや人材確保のための任用年齢の引き上げ、隊員の安全等を考慮して定年制の導入、報酬の見直し等について条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号に係る柴田町防犯実動隊条例については、昭和61年に、町における犯罪を予防し、明るく住みよい町づくりを推進することを目的として、柴田町防犯実動隊の設置を定め、これまでも犯罪のない、安全で安心な地域社会を目指して関係機関の協力を得て防犯に関する施策を実施してまいりました。

平成20年には「犯罪のない安全・安心なまち推進条例」が制定され、近年では地域ボランティアによる見守り活動も活発化しており、このような活動団体との連携強化を図り、地域に密着した防犯活動をより推進できるよう機構の再編と任務の見直しを行い、社会状況に合った隊員数の見直し、人材確保のための任用年齢の引き上げ、定年制の導入、報酬の見直し及び退職報償金の削減等の見直しについて条例の一部を改正するものでございます。

また、議案第6号に係る柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例については、消防団は地域防災体制の中核的存在として地域の安全・安心のため、今後とも大きな役割を果たすことが期待されています。このような状況において、社会環境の変化等に伴う団員の減少と団員の被雇用化に対応するため、団員の定年を引き上げること、また団員の年度途中の入隊団に伴う報酬の支給方法を明文化するとともに、団員の処遇改善を図るため、費用弁償の支給回数を年2回から4回にすることについての条例の一部を改正するものでござい

す。

詳細につきましては、担当課長及び危機管理監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。まず、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それでは、議案第4号柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げたいと存じます。

初めは、条例の一部を改正する背景といたしましては、ただいま町長が提案理由で申し上げさせていただきました。今回の一部を改正する概要といたしまして、大きく分けて6点の改正となっております。

第1点目でございますけれども、条例全般の文言の整理をさせていただきました。

第2点目でございますが、任務の具体的明記をさせていただいてございます。

第3点目といたしまして、隊員の定数の見直しを明記いたしました。

第4点目でございますが、隊員の任用年齢の引き上げを明記してございます。

第5点目といたしまして、隊員の定年制の導入をいたしました。

第6点目でございますが、報酬の規定を現行日額から職務俸給、年額への変更と、出勤報酬日額の新設でございます、等々の改正を行うものでございます。

今回の条例の一部改正に合わせて、やはり組織の機構の再編、それから地域ボランティア組織との緊密な連携を図りながら住民への交通安全意識の高揚と、地域に密着した活動を促進し、加えて交通事故防止活動を一層推進するために行わせていただくものでございます。

議案書の23ページをお開きいただきたいと存じます。

柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例でございます。昭和42年柴田町条例第9号の一部を次のように改正させていただくものでございます。

改正後の条文でご説明をさせていただきたいと存じます。

第1条は目的を規定するものでございます。先ほど申し上げましたとおり、文言の整理と規定等々について定めさせていただきました。定員、任免、職務、報酬等について明記をさせていただいてございます。

第2条は、任務の規定でございます。文言の整理をまず行うとともに、所轄以外との、やっぱり、これから広域的な連携も視野に入れまして、「所轄警察機関」を「警察機関」と改正させていただいてございます。また隊員の任務でございますけれども、改正前は「交通の安全指導を行い、もって交通秩序の保持及び交通事故の防止に努める」というふうな文言でござい

したけれども、それを具体的に明記させていただきまして、1号といたしましては「交通安全に関する指導及び教育」というふうなことで、2点目は「交通安全思想の啓蒙啓発」、3点目につきましては「幼児及び児童生徒の登下校時における保護及び交通誘導」、4点目でございますが「各種行事等における交通の整理及び誘導」、5点目でございますが、恐れ入ります24ページをお開きいただきたいと存じます。5点目でございますが「その他町長が交通安全上必要と認めた事項」というふうなことで、5項目に明確に任務を明文化させていただいてございます。

これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、交通指導隊のこれまでの任務に加えまして、やはり地域の方々でボランティアの方々、それからPTAの方々でいろいろ子供さん等々の見守りをなされてございます。そういった登下校時の交通危険箇所での街頭指導というものも活発化しているというふうに感じてございます。そういったところに交通指導隊の今までの蓄積、経験、そういったものを皆さんにお伝えし、街頭でのアドバイスなども行っていきたいというふうな考え方でございまして、加えまして高齢者の方々、いわゆる交通弱者と言われる方々に対する交通安全の教室等を開催させていただきながら、交通安全のマナーアップに努めながら、交通事故防止に努めてまいりたいというふうな考え方でございます。

第3条でございますが、定員の規定でございます。これにつきましては、社会情勢の変化というふうなこともございますが、地域活動団体の活動状況などを考慮いたしまして、地域活動団体と連携の強化をなお一層促進するというふうなことで、任務の見直しによる効率的な活動が行えるよう、現行10班体制なんですけど、8班体制、それで1班4名というふうなことで機動性を発揮するというふうなことで、これに隊長・副隊長を加えまして35名以内というふうなことで定めさせていただいてございます。

第4条は任命の規定でございます。第1項は第1条の規定に基づきまして文言の整理をさせていただいてございます。第1号では、任命できる上限年齢を、改正前の「55歳」を「町内に住所を有する方々」といたしまして「20歳以上65歳未満の者」というふうなことで、活動の幅を広げていただきたいというふうなことで、このような改訂をお願いするものでございます。

第5条でございますが、サービスの規程でございます。これにつきましては文言の整理をさせていただいてございます。

第6条は懲戒の規定でございますが、これにつきましても文言の整理をさせていただきました。

25ページをお開きいただきたいと存じます。

第7条でございますが、退職の規定でございます。これにつきましては、改正前の第4条第2項で規定しておりましたけれども、退職の規定を新たに条立ていたしまして、依頼の退職と、それから定年退職の取扱いを規定するものでございます。

これ以降につきましては、条の繰り下げというふうなことになってございます。

第8条でございますけれども、定年による退職の規定でございます。定年による退職につきましては、第1項では年度途中で定年年齢に達した隊員の取扱いを規定させていただいてございます。第2項では、隊員の定年年齢を体力及び身体機能等も考慮させていただきまして、70歳を定年と規定するものでございます。

第9条でございますけれども、報酬額の支給方法について定めてございます。第1項では、これまで日額報酬というふうな形でお支払いしておりましたけれども、それを年額の職務報酬と出勤報酬、これは日額になりますけれども、に改めて報酬を支給することに定めてございます。

まことに恐れ入りますが、26ページをお開きいただきたいと存じます。

別表の関係でございますけれども、職務区分に応じて支払われるというふうなことで職務報酬、これは年額でございます。それと出勤報酬、これは日額について定めさせていただきました。隊長が7万7,400円、副隊長が6万7,200円、班長が5万3,600円、隊員が3万1,600円というふうな形で定めてございます。加えましてこの出勤報酬でございますけれども、これは1回というふうなことではなくて、1日で2,000円というふうなことで定めてございます。

恐縮ですが25ページにお戻りいただきたいと存じます。

9条の第2項及び第3項では、年額報酬制度に伴いまして年並びに月の途中での入隊・退職の際の報酬の計算方法を定めてございます。第4項では、第2項及び第3項での計算により生じます端数処理につきまして、1円未満の処理を定めてございます。第5項につきましては、恐れ入ります。第5項、第6項につきましては、職務報酬並びに出勤報酬の支給時期を規定させていただきました。

次に26ページをお開きいただきたいと存じます。

第10条でございますけれども、費用弁償の規定でございます。隊員が任務のために旅行した場合の支給の方法について定めさせていただいてございます。

第11条でございますが、貸与品の規定でございます。これは見出しの制服を貸与品に改訂させていただきまして、文言の整理をさせていただきました。

第12条でございますが、公務災害補償の規定でございます。公務災害補償につきましては、

参照条例の訂正並びに表記を正式条例名に訂正させていただいて、あわせて文言の整理をさせていただきます。

第13条でございますけれども、これは委任規定でございます。これらにつきましては条の繰り下げというふうなことに相りました。

附則でございますが、この条例は21年4月1日から施行する。2項目でございますが、経過措置でございます。この条例の施行日の前日において、現に柴田町交通指導隊の隊員であった者に係る改正後の柴田町交通指導隊第4条第1項の規定の適用につきましては、平成21年4月30日までの間、同号中「65歳未満」とするのは、「70歳未満」と定めるものでございます。この附則の2項目でございますけれども、現隊員が新たに任務についていただけるというふうなことで、継続して任務を遂行いただけるというふうなことで、その際に入隊要件が65歳というふうなことになっているのでございますけれども、65歳を超えている方がございます。その方が5名ございますけれども、その方々も今までの経験、それからこれからの地域の方々と一緒に携わっていきたいというふうなことで任務を果たしたいというふうな隊員の方々のお話もいただいております。そういった関係で、新たに条例が一部改正になりますと、従前ですと55歳未満でございましたんですが、一たん切りかわるというふうなことで、経過措置として加えさせていただいたものでございます。

以上で、交通指導隊条例の一部を改正するご説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、29ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げさせていただきます。

一括上程というふうなことで、先ほど内容につきましては町長の提案理由で申し上げさせていただいたとおりでございます。

条例の一部を改正する概要といたしましては、大きく分けて7点の改正でございます。

第1点目は、条例全般の文言の整理をさせていただきます。

第2点目でございますが、任務の具体的明記をさせていただきます。

第3点目といたしまして隊員の定数の見直し、第4点目といたしまして隊員の任用年齢の引き上げ、第5点目といたしまして隊員の定年制の導入、第6点目でございますが報酬の規定を日額制から年額職務報酬への変更、それから出勤報酬、日額の新設でございます。

第7点目でございますが、現行でいきますと退職報償金の条項が加わってございます。これ

につきましては、交通指導隊の中でもこのような措置は、今現在は県の市町村の福利厚生事業というふうなことで、この退職金条項が外れてございますけれども、現行は県の方で取り扱っているということで退職金は出ているわけですが、この防犯実動隊につきましてはそういった取扱いがございませんので、町の条例の中で定めてございますけれども、交通指導隊の退職報償金も21年3月31日付をもちまして宮城県一斉下で廃止するというふうなことで定めてございますので、防犯実動隊につきましても同様の措置というふうなことで削除をさせていただくものでございます。

今回につきましては、これらに伴いまして組織改編と見守り隊を初めとするボランティアの方々等々と、活発にこれから防犯実動隊も緊密な連携を図りながら町民の防犯に対する意識の高揚、それから地域に密着した活動を行うことによりまして、犯罪のない環境づくりを進めてまいるというふうなことで改正をお願いするものでございます。

29ページでございますが、第1条は目的の規定をしてございます。これにつきましては、文言の整理等々をさせていただいてございます。

第2条でございますけれども、任務の規定を定めさせていただきました。これは文言の整理を行ってございます。それとやっぱり所轄以外との広域的な連携も視野に入れまして、「所轄警察機関」を「警察機関」に改正するものでございます。それに加えまして、柴田町犯罪のない安全・安心なまち推進条例第3条に規定いたします基本理念を根拠といたしまして、任務の内容を明確にさせていただきました。

任務でございますが、改正前につきましては「防犯思想の啓蒙及び防犯診断」、2つ目といたしまして「防犯パトロール」、3つ目といたしまして「各種行事等の警戒」というふうなことでございましたけれども、これに加えまして、恐れ入ります30ページをお開きいただきたいと思えます。これに加えまして「地域の個人及び活動団体が行う防犯活動に対する助言及び指導」というふうなものを新たにつけ加えさせていただいております。それと5項目でございますが、「その他町長が防犯上必要と認めた事項」というふうな項目を加えさせていただいてございます。

第3条は定員の規定でございます。これにつきましては、やはり防犯に対する地域活動団体、それから各種活動団体等々との連携強化を図りながら、業務の見直しを行いながら効率的な活動を行えるようにというふうなことで、現行5班体制ですが、それを4班体制等々に班編制をさせていただきながら、20名以内というふうなことで定めてございます。

それから、第4条から32ページにわたる12条まででございますけれども、ここの内容につき

ましては、先ほど議案第4号で交通指導隊条例の一部を改正する条例の中でご説明を申し上げました内容と同一でございますので、そのような改正を行わせていただきました。

それから改正前の、恐れ入りますが32ページでございますけれども、改正前の第10条でございますが、退職報償金の規定がございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり21年3月31日をもちまして、宮城県町村会が実施しております交通安全指導員福利厚生事業というところが廃止になります。それと同一歩調をとるというふうなことで、21年3月31日付をもって、この条項を廃止するものでございます。

13条は委任規定でございます。以下、条の繰り下げというふうなことでございます。

附則でございますが、施行期日でございますが、この条例は21年4月1日から施行させていただきますと考えてございます。それと2項目でございますが、経過措置でございます。この条例の施行日の前日において、現に柴田町防犯実動隊の隊員であった者に係る改正後の柴田町防犯実動隊第4条第1項の規定の適用については、平成21年4月30日までの間は、同号中「65歳未満」とあるものを「70歳未満」というふうなことで措置をさせていただきます。65歳以上を超えている隊員の方については6名でございます。これらの方々につきましても、やはり引き続き任務に当たって、町民の安全・安心のために活動したいというふうなことでございますので、当面の間、入隊の切りかえの際につきまして、この条項を適用させていただき、隊のスムーズな移行につなげていきたいというふうに考えてございます。

以上、議案第5号柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 次に、危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 議案第6号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

議案書の35ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございますが、今回改正の主な点が4点ほどございます。一つが、文言の整理をさせていただいた。もう一つが定年の引き上げということをさせていただきました。3点目が報酬支給、年途中の異動による報酬支給等の明文化ということでございます。4点目が、出席費用弁償の支給方法の改正ということが主な改正点になってございます。

それでは、説明をさせていただきます。

柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次

のように改正する。改正後の条文で説明をさせていただきます。

第3条の任命につきましては文言の整理と、第2項、第3項を新たに第8条、第9条と条立てを規定するため、第3条から削除するものでございます。

第5条、分限でございます。第1項第2号につきましては、文言の整理を行ったものでございます。

36ページをお開きください。

第7条第1項につきましても、文言の整理を行ったものでございます。

第8条、退職でございます。改正前の第3条第3項に規定していた退職の届け出を新たに条立てを行い、新たに依願退職と定年退職の取扱いを規定したものでございます。以下、条の繰り下げとなります。

第9条は、定年による退職でございます。これも改正前の第3条第2項に規定していた定年の規定を新たに条立てを行い、第1項では年度途中で定年年齢に達した者の取扱いと、第2項においては団員全員の定年の引き上げということで、定年を70歳と規定したものでございます。

第10条から13条までは、条の繰り下げとなります。

37ページをお開きください。

第14条では、報酬で支給方法について3項を追加するものでございます。第2項・第3項は、年並びに月の途中に入団した者、階級に変更が生じた者及び退団となった者の報酬の月割り、日割り計算方法を明確にしたものでございます。第4項は、第2項・第3項での計算により生じた端数処理について、1円未満の処理を定めたものでございます。

第15条は費用弁償でございます。第2項につきましては文言の整理を行ったものでございます。第3項につきましては、費用弁償の支給方法を年2回から年4回に改正するものでございます。

第18条は文言の整理を行いました。

38ページをお開きいただきたいと思っております。済みません、16条は文言の整理でございました。

38ページをお開きください。

第17条は条の繰り下げによる改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日より施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 防犯実動隊条例の件でお伺いたします。

29ページの第2条に「防犯思想の啓蒙及び防犯診断」とありますが、もうちょっとここを詳しく説明してください。

それから3項の「各種行事等における警戒」とあるんですが、これは例えば任意の団体等が行事を組んで、たくさんの人が集まると予想される場合、お願いできるものなのかどうか。

それから、4項の次のページですね、「地域の個人及び団体の行う防犯活動に対する助言及び指導」とありますが、例えば学校PTAが夏休み等に行っている夜の見回り等への助言や指導も行うのかどうか。行った場合というのは、先ほどの行事の方での警戒もそうなんですが、任意の団体等であっても出動して、そして出動報酬というのは払われるのかどうか。それと、任意の団体の場合、この出動報酬はその団体の方が持つのかどうか、それをお伺いします。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

防犯診断の関係ですね、第1項の防犯の指導と、それから啓蒙啓発と防犯診断の関係でございますけれども、（「マイクを使って…」の声あり）大変失礼いたしました。この関係でございますけれども、実は防犯診断というふうなことで防犯実動隊が地域に出向いて、年に2回ほど今までも積み重ねてきています。区域を20年度も槻木地区、それから船岡地区、それから西船迫地区、西住地区等々計画的に回ってですね、なかなか犯罪で施錠をかけないで家を留守にすると結構ございまして、あと槻木駅西あたりで非常に夏場なんですけれども、明かりのついていない家に泥棒といいますかね、盗難に遭ったとかですね、不法侵入を受けて盗難に遭ったとかいうふうな事件が発生した時期がございました。

それで、まずもって出かける際についてはやっぱり施錠をきちんとするというふうなこととか、あと実動隊が班にわかれますして、一軒一軒声がけをしている活動も行って来たんですけれども、家の周りの物、周りといいますか、いろんな物を置いて、すぐに犯罪につながるような例えば箱を置いたり何かして、窓際のところにすぐ届くとかそういったこともないようにというふうなことで、いろいろ防犯診断カードというふうなものをつくって点検しましょうというふうなことで呼びかけをしているのが防犯診断ということで。あと加えて、最近は振り込め詐欺というものが非常に警察の方でも活発に運動されているんですけれども、そういった警察と連携をとってですね、そういったチラシを持ちながら啓蒙に努めると。そのときには警察と連携をとりながら駐在所の方々も同行していただきながら、一軒一軒回るというふうなことで活動をしているというふうな内容で、これらをもっと活発化にさせていかなきゃいけないという

ふうな考え方でございます。

それから各種行事の警戒、任意団体はどうかというふうなことでございますが、各種行事の警戒というふうなことで、ただいま出動しているものについては、町のさくらまつりだったり、町で行っているさくらまつりがあるんですけれども、やはり多くの観客がお見えになるというふうなことで、その中で夜とかですね、今は夜も出ているんですけれども、あとは日中というふうなことで、いろいろな警戒というふうなこととか、それから「ザ・フェスティバル in しばた」というふうなことで夏にあるんですけれども、そういった中の警察との連携をとりながら警戒をするというふうなことで、加えて一番「ザ・フェスティバル in しばた」あたりのときには野外駐車場も結構あるものですから、そういったところの警戒をして歩くというふうなことで行っております。

先ほど議員さんのご質問の中で、任意団体の件なんですけれども、現行では任意団体に対する警戒というのは行っておりません。出動依頼というものも来ておりません。今後やっぱり私ら方では任意団体までというふうなことではなくて、そういった活動をする部分の中で、今現在任意団体っていろんな団体があるんですけれども、一例を申し上げますと、見守り隊が10カ所、槻木でいきますと槻木駅周辺、船岡駅を明るくする会も含めまして10団体等がございます。その中で情報交換会というふうなことで、今年の8月から始めさせていただいております。警察も入っていただいて、いろんな活動団体の中で、自分ら方の活動団体とほかの活動団体というのは同様の活動をなさっているんですけれども、なかなか顔というんですかね、なかなか横の連絡がないというふうなことで、私ら方で情報の交換会というふうなことで行ってきました。8月と12月、これ皆さんといろいろ話し合いをさせていただいて、年4回から5回を開催するというふうなことで、自分たちの活動の状況、それから今起きている警察からの情報、あと地元の交番所・駐在所も参加していただいているものですから、そういった駐在所も入っていただいて、大河原警察署生活安全課では管内の大きな出来事、それからこういうふうな犯罪が起きているというふうな事例の紹介をいただいて、それを受けて柴田交番所・槻木駐在所では、それを受けてここの地区はこういうふうなことが今起きているとかですね、活動するときにはこういうふうなことを注意してほしいというふうなこととか、活動団体で今活動していて、自分たちが皆さんと活動していて非常によいこととか、困っていることとかというふうなことを共有をしながらですね、やはり活動する中でも安全性を保たなければいけないというふうなことで、つけ加えて、今回はいろいろ話し合いの中で防犯マニュアルというふうなことで、私ら方で作ったんですけれども、それらを活用していただくというふうなことで提供をした

りしてございます。

これから任意団体につきましては、できれば出動というふうなことでは今のところは考えておらないんですけれども、そういった情報の交換会の場の輪を広げていきたいというふうに考えてございます。参加者の中にも、なかなか「いろんな活動をしているんだけど、顔はちょっと見たことあるんだけど、どういう人かわからない」というふうなことでもございました。

それから、大変長くなって大変恐縮です。

それから、4号の助言指導というふうなことでもございますが、これは学校の方にも出向きながら、やっぱり自転車の施錠というんですか、等々についての指導を行っているというふうなことでもございます。

それから、見守り隊の方々は当然PTAの方々もお立ちになって、いろいろ活動されてございます。そういったところで、じゃあ防犯実動隊はどういう活動を、活動の中で注意することとかですね、そういったことをやっぱり助言、あるいはこういうふうなやり方がよろしいんじゃないでしょうかというふうなことで、今後そういう方々とも講習会等々を開催して進めたいというふうに思います。

それから、任意団体の指導でございますけれども、今のところ出ていないというふうなことで考えてございませぬので、報酬等の支払いといたしますか、そのところは今のところは考えてございませぬ。以上です。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） そうしますとね、学校PTAが夏休みに行っている夜の見回り等で、最初にどういうところを注意してほしいかとかを、一緒に回ってもらって助言指導してもらうということは可能だということですね。

それからもう一つなんです、これは23ページの交通指導隊の方になるんですが、ここでも第2条4項で「各種行事等における交通の整理及び誘導」とあるんですが、例えばこちらの方となると、本当に人が集まる場合の交通の整理を例えばやっていただきたいという、要は任意団体の要請があった場合というのは出動するのでしょうか。そしてその場合の費用弁償はどうなるのか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答えいたします。

今現在、交通指導隊の活動の中にただいまおっしゃられた任意団体、例えば夏であれば夏祭

りというのが非常に多いんです。従来ですと、そこまでも指導隊は出動しておった経緯があったんですけども、これからは非常に何ていいますか、いろんな調査をしながら、私ら方では警棒というのがあるんですけど、ピカピカと光るやつですけども、それらをお貸しをして、その中で地域の中で見守っていただくといえますか、指導していただくというふうなことで、それらの用具の貸し出しを行いまして、地域の中で活動をいただいているというふうな内容でございますので、指導隊の出動はいたしてございません。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 何点かお伺いいたします。

まず最初にですね、議案4号と議案5号です。定員関係なんですけど、交通指導隊が50から35、それから防犯実動隊が40名から20名という、この人数の置き方ですね。適正数なのか、適正数ということになると思うんですが、その根拠はどうかということを知りたいと思います。

それから、当然人数が少なくなるわけですから、どのような任務が少なくなるんだ、人数が少なくなった分で。

それから3つ目では、このくらい少なくなるということは当然資金自体も浮くと思うんですね。そうすると今までの使っていた事業費から比べると、今回この改正に伴ってどのくらいの事業費が少なくなるのか。これは4号と5号の関連です。

それから、これに伴って防犯関係、交通事故関係、これらを間違いなく減少させることができるのかどうか、この辺をお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） まず第1点目、定員の関係でございますけれども、確かにおっしゃるとおり、条例では交通指導隊50名でございます。現行では37名になってございますけれども、そういった中でこの35名になるというふうなことでございますけれども、やはり班の編制で、1班が今現在2人とか二、三人というふうなこともございました。活動していく範囲の中で、ただいまの業務の中で一番大きかったのは、交通指導隊は朝の街頭指導が19年度の出動回数の累積なんですけど、延べで2,454回でございます。これは各種行事も入ってますけれども、そのうち8割から9割にかけて朝の街頭指導が大きなウエートを占めてございました。これらを今後やはり地域の方々に、朝いっぱい出ているというふうなことで、その中で今回出動報酬の日額というふうなことに改訂させていただいたのは、例えば朝、街頭指導に出てですね、その中でも一緒に指導するといえますか、危険な箇所、交通指導隊は交通が

非常に激しい箇所にはやはり立っていただいた方が非常に安全が守られるということがございますので、そちらの方に移行させていきながら充実を図るといふふうなことで、決して現行37名で十分対応できているといふふうなことで、その中の範囲といふことで35名で考えさせていただいてございます。

それから防犯の方のお話し申し上げたいと思いますが、条例では40名でございます。今現在は22名の隊員で、防犯診断なり防犯パトロールといふふうなこととか普及啓蒙を図ってございますが、なかなか日々の活動の中で、今後はそれらに加えながら、やはり何ていうんですか、児童館それから保育所等々につきまして、今現在は防犯実動隊の中で「いかのおすし」といふふうな劇団の紙芝居があるんですけども、そういった子供たちの教室にお邪魔いたしまして、そういった活動もこれから加えていきたいといふふうなことで、現実にも今、19年度から取りかかってございます。そういう活動、それから先ほど申し上げましたとおり地区のボランティア等々、見守り隊を初め、そういった方々との情報交換会といひますか、そういったものに自分たちの経験談を一緒に話させていただけるといふふうなことで、十分現行の制度といひますか、現隊員の数が22名なんですけれども、それらの中でも班を5班から4班体制にしまして、1班当たり大体4人ぐらいといふふうなことで機動性を発揮させていただくといふふうなことで、十分対応できるといふふうな考えのもとから、そのような内容に改正したわけでありまして。

それから金額の関係でございますが、19年度の出動をベースに考えますと、今回の職務報酬プラス出動報酬といふふうなことになってきますと、19年ベースは指導隊が890万ぐらいでございました。それが今回では630万ぐらい、同等の2,454回出たといふふうな換算いたしますと、そういった金額になります。200万ちょっとの金額が減少になるといふふうなことでございます。

この結果、隊員数が減って業務がどういふふうな影響、縮小されるのかといふふうなことではなくて、今まで指導隊であれば先ほど申し上げましたとおり、街頭指導というのが非常に大きなウエートを占めておったといふふうなことで、それを朝ばかりではなくて、これからは日中も必要に応じてながら、そういった業務の中で安全を守るために業務を変えていくといふふうなことで、隊員が減って業務が縮小されるのかという考え方ではなくて、今までの業務を見直しをさせていただいて、そういった業務も遂行させていただけるといふふうなことで、そちらの方に移行していきたいといふふうなことでございまして、決して業務が縮小されるといふふうなことでは考えてございません。以上です。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） ちょっとよくわからなかったんですが、事業費といふか交通指導隊の方

が大体800万から600万ぐらいで、200万ぐらい浮くと。それから防犯実動隊の方は、ちょっと聞き損ねたんですが、この辺はもう一度お話をお願いします。

それから、間違いなく交通事故数を減少とか、それから犯罪の減少とかということは、大きな目標というか、そういうやつは数的には出しているんですか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 先ほど申しわけございませんでした。

19年度ベースの、今回の年額報酬等々を加えますと幾らになるのかというふうなことで、19年度ベースの出動回数に合わせまして試算をいたしますと、19年度決算ベースなんですけど894万700円、それがこの年額報酬に変わりますと630万7,000円ということで、266万3,700円というふうなことが減というふうなことになります。

それから防犯実動隊でございますが、248回出動しております。これは19年度の出動回数ですが、それで金額が91万2,600円というふうな金額でございました。これが133万3,000円というふうなことで、これも年額報酬ということで出動回数を今度は高めていきたいというふうなことで、これは42万ほど増というふうなことで、これは出動回数が高まれば、これも解消できるというふうなことで考えてございます。

それから、こういった体制の中で交通事故件数・犯罪件数の関係でございますけれども、どうなんだというふうなことでございますが、実際、一番交通事故で多いのは、何ていいますか、ちょっと待ってください。たしかはっきりした数字、ちょっと資料を持ってませんが、後で明確に申し上げたいと思いますが、20年には死亡事故がたしか2件ございました。これは20年の3月24日だと記憶しているんですが、槻木大橋の上で車両がちょっとはみ出して、衝突事故だということと、それからことしに入りまして4号バイパスで死亡事故が発生したと。それからもう1件は槻木の農免農道があるんですが、葉坂地区で何か作業中の中で事故に遭ったということで、そういった件数が起きているということです。

それから防犯の関係でございますが、防犯の関係で一番大きかったというふうなことで、何があったのかというふうなことなんですけど、今まで自転車盗難が非常に大きい要因がございました。これらにつきましても駅前等々の啓蒙啓発を重ねること、それから交通指導隊、それから防犯実動隊と一緒にですね、そういった自転車の啓蒙活動を図っておりますけれども、その結果たしか減少はしてきております。

そういった中で、やはりこれから警察、それから各種団体と連携をとりながら、この少ない件数といいますか、犯罪に遭わないように自分の身は自分で守れるようにといいますか、そう

いった呼びかけをしていくことによって件数は減少するというふうに考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 要望なんですけど、今回の改正について、やはり実際、隊員の方、交通指導隊ですが、やっぱりもうちょっと話がほしいと。なんかこう、何か決まったことを押しつけられているような感じがすると、苦情というよりもそういう話があったんですね。ですから、今度の改正についてもきちんと話をし、こういう状態で定員の決め方はこうだとか、そういう話についてお話ししていただければというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号、柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号、柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

11時20分再開いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第6 議案第7号 町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第8号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第7号町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第8号町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の2カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第7号町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例及び議案第8号町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例についての提案理由を申し上げます。

平成18年度予算の編成に当たり、歳入不足が表面化し、財政非常事態宣言を行う状況となり、財政状況の再検証と財政対策の検討を行った結果、このままの財政運営を続ければ平成22年度までに約20億円の赤字となり、財政破綻を来すおそれがあることから、中期財政計画を見据えた財政再建プランを取りまとめ、同プランに基づいた行財政運営を実施してまいりました。

特に職員等の人件費においては、平成19年度から平成21年度までの3カ年を特例期間として、町長及び副町長の月額給料を25%、教育長の月額給料を20%それぞれ減額し、加えて町長、副町長、教育長を初め職員の期末勤勉手当の役職加算の支給停止、職員給料の5%減額、特別職の非常勤職員等の報酬を現行の報酬額の5%減額することを内容とする特例条例を制定し、施行してきたところでございます。

議案第7号は、町の財政状況に応じて好転の兆しが見えてきており、財政規律を緩めることなく財政運営を維持すれば、単年度実質収支が赤字になる心配がなくなったことから、平成21年度までとしていた特例期間を1年間前倒して、平成20年度までとする条例の一部改正を行うものでございます。ご迷惑をかけた職員、関係者の皆様のご協力に改めて感謝申し上げる次第でございます。

また、議案第8号は、町長、副町長及び教育長については、平成21年度に限り月額給料を町

長は10%、副町長は7%、教育長は5%それぞれ減額する内容の特例条例を新規に制定するものでございますが、これは国が打ち出した地域活性化・緊急安心実現総合対策を受け、町といたしましても柴田町緊急経済・生活・雇用対策本部を設置して、本制度の有効活用を図ることとしており、今回の三役の給料の減額による財源をワークシェアリングの財源に充てるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） ただいま一括議題となりました議案第7号及び議案第8号の詳細説明をさせていただきます。

初めに議案第7号でございますが、お手元に配付しております議案第7号関係資料をごらんください。

議案第7号町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例でございますが、改正前の第1条、町長及び副町長の給与の特例の第1項で、「町長及び副町長の給料は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）」、「（「特例期間」という。）というこの表現におきまして、特例期間を平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間としております。この特例期間を今回改正後で、「平成21年3月31日までの間」と改正することによりまして、以降の条文中の特例期間、改正前のマークしてありますが、特例期間ということで第2条以降マークしてありますが、これすべてが「平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間」と読みかえることになります。

このことから、第2条、教育長の給与の特例、第3条、職員の給与の特例、第4条、企業職員の給与の特例、以下第5条から第9条まですべてが「平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間」となります。平成21年4月1日から給与、報酬、役職加算、管理職手当は正規の支給となりますことをご理解願いたいと思います。

この条文によりまして条例の非常勤特別職、条例にあります委員さん方もすべてこの条例の改正に基づきまして従来のとおりに戻るということでございます。

それでは、議案書の39ページをお願いしたいと思います。

議案第7号、町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を次のように改正する。改正前の第1条、町長及び副町長の給与の特例、第1項中、ゴシックで記述してございますが、「平成22年3月31日」を改正後では「平成21年

3月31日」と改正するものでございます。

次のページの附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというところでございます。

くどうようでございますが、これの改正によりましてすべて従来のおりに戻るということ
でございます。

続きまして議案第8号でございますが、町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条
例でございます。

議案第7号で、町長、副町長及び教育長の給料を正規に戻しておりますので、本条例により
改めて町長、副町長及び教育長の給料を10%、7%、5%とおのおの1年間削減し、ワークシ
ェアリングの財源に充てるものでございます。

それでは、町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例、第1条、町長及び副町長の
給与の特例、第1項でございますが、「町長及び副町長の給料は、平成21年4月1日から平成
22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に係るものに限り、柴田町長等の給与及
び旅費支給条例第2条の規定にかかわらず、その者に対する同条例、別表第1の給与月額欄に
掲げる月額（以下この条例において「基礎額」といいます）から町長にあつては、基礎額に100
分の10、副町長にあつては100分の7を乗じて得た額を減じて支給する。ただし、手当額の支給
の基礎となる給料の月額は基礎額とする」ということで、給料のみの減額ということござい
ます。

第2条、教育長の給与の特例でございます。第1項「教育長の給料は特例期間に係るものに
限り、柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条の規定にかかわらず、
同条に規定する月額（以下この条例において「基礎額」という。）から基礎額に100分の5を乗
じて得た額を減じて支給する。」これも同じように「ただし手当の額の算出の基礎となる給料
の月額は基礎額とする」ということでございます。

附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） **これより質疑に入ります。**質疑は一括いたします。なお、質疑に対し
ては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 第7号（「マイクを…」の声あり）、済みません。第7号ですね、もと
に戻すと。それから8号では25%のやつを10%に減額と、そういうことなんですけれども、私

は、本来はこの7号のこの数字でもいいのかなど、22年まで、こんなふうには思うんですけども、仮にこれをもとに戻すとすれば、8号では、町長は15%、副町長は10%、教育長は7.5%と、ここら辺に落ち着かせるべきだと私は思います。

なぜなら、職員に2年間ね、きちんとこれだけ我慢させたんだから、トップの責任として当然こんなような数字では私は納得しない。やっぱり職員に2年間のかんりの我慢をさせたんだから、今度ワークシェアリングに10%で当たる。とんでもない、私はこんな数字ではよくないと思います。どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 確かにおっしゃるとおりよくわかります。

実はですね、我々は厳しい財政運営で責任がありますので、職員の給料の前にも実は責任をとって、我々は給料をカットさせていただいております。ですから3年間削減をさせていただいております。金額のどうのこうのではなくて、一応ここで財政再建につきましては、皆さんのご協力によりまして責任を果たさせていただいたということでございますので、この8号議案についてはまた新たな政策として、我々が自主的に使っていただくという考え方にさせていただきたいなというふうに思ったわけです。

もちろん、職員の給料については同じではなかったということもご理解いただきたい。我々3年間責任を果たさせていただいて、一応責任として財政危機転落の危機を皆さんのご協力によって解決できたというふうに思っております。ほかの自治体の首長等も見させていただいてご判断いただければなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） まず1点目はですね、村田の場合ですが、すべて減額した分についてはすべて対象にしているわけですね。報酬、それから期末手当、それから退職金まで含めて。そういう町が、自治体がどのくらいあるのか。それを一つ教えてください。

それから二つ目は、ワークシェアリングって大分お話しされているんですが、ちょっと私の考えているワークシェアリングと執行部の方から言われているワークシェアリングがちょっとかみ合わないのですね、どういうことでワークシェアリングっていうことをとらえているのか、ちょっとお伺いします。

それからあと、先ほど同僚議員がお話ししましたが、やはり10%はいかがなものかと。逆に言いまして議会の方はですね、条例で、きちんと5%下げているわけですね。下げているわけです。やはり時限立法みたいな形でなくてね、きちんとやっぱり議会のようにすっきりさせる

べきだと。そうすれば先ほど言ったように、ほかの町と比較してどうなんだと言われることもないし、その点お伺いをいたします。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 第1点目のほかの自治体の考え方でございますが、まず初めに白石市でございますが10%になってございます。角田も10%だったんですが20%ということで、大河原20%、村田が大きく、今議員お話しありましたように30%、それから川崎10%、丸森7%、亘理が10%、手持ちの資料ではそのような削減になっております。

村田町につきましては、議員おっしゃるように基礎額のみならずですね、期末手当ですか、そちらの方にも該当させると、ボーナスの方にも該当させると、村田町の場合はですね。そういったふうに聞き及んでますが、あとほかの白石とか角田とか大河原、川崎、丸森、亘理等につきましては給料のみというふうに聞き及んでいます。詳しくは各町村の条例の中を参酌しないとわからないんですが、私が聞き及んでいる限りは村田町のみがボーナスに反映させるというように形で聞き及んでおります。

それからワークシェアリングの考え方なんですが、現在今考えておりますのは、町長、副町長、教育長の給与の削減をさせてもらっているわけですが、その財源を今、経済不況の中でリストラとかいうような形になってございますが、それにも対象とはなるということでございますけれども、優先的には就職の内定取り消しですか、そういった形で柴田高校もございまして、仙台大学もございまして、住所を柴田町に置くということが前提になりますが、そういった内定取り消しとなった新卒といいますか、そちらの方に該当させていきたいというふうに考えてございます。これは10%というのはちょっと…、10%がいいか悪いか…。

○町長（滝口 茂君） あくまでもこれはワークシェアリングということで、ほかの自治体の方々も、私も一時期50%カットですね、公約30%、私が当初10%だったと思います。それで40%、それから責任をとって、財政再建のために50%がちょっと続いた時期がございます。ですから、前回の町長さんも10%というようなワークシェアリングをやっておられましたので、私も今回10%、副町長は7%、教育長には5%の財源で、新たな新規の就職ができなかった高校生と大学生と役場の方に採用できればなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） ちょっとワークシェアリングが、町長が言ったワークシェアリングというのわからないんですよ。

私はワークシェアリングというのは、要は8時間労働を7時間にして、1時間ずつを全部み

んなに渡すというか、つまり10人で8時間であれば、8人で8時間であれば、1人1時間ずつ
浮いた分でもう1人足すという、それがワークシェアリングというふうに私は思っていたんで
ね、何か使われている意味がどういうふうな意味で言ってるのか。何かわからないけれどもワ
ークシェアリング、ワークシェアリングというやつでね、その意味でやっぱりきちんとした方
が、私が間違っているかどうかわかりませんよ。でも私はそういうふうに思っていたので、ワ
ークシェアリングって簡単に言ってるけど、その意味がなじまないんでないかなど。

ワークシェアリングではこのくらいの人を雇うという場合には、8人について1人というふう
な発想とかが出てくればいいんですが、それが一つ聞きたい、もう一度聞きたいところです。

それからあと2つ目はですね、今出ましたように村田だけという話が出たんですが、蔵王町、
山元なんかも違いますか。やっぱり全部月額報酬のみ。あとほかは全然カウントしていない、
それ2点目お聞きします。

それから3点目はですね、特別職報酬等審議会。これが我々自体、議会自体としても5%カ
ットしたときからですね、いろんな論議があったんですよ。財政再建じゃなくて定数報酬等調
査特別委員会の中でもね。その中では、やはりいろんな考え方があります。「5%下げるなら
ば100万円政務調査費欲しい」なんて言う人もいたしね、それからあと報酬等審議会に諮るべき
だという人もいたし、それからあと自分で下げればいいんだ、それで条例で決めればいいんだ
と。結果的には条例で決めたわけですが、そういうふうになってきたときにですね、そのとき
にやっぱり報酬等審議会というやつが出ているんですね。ですから今回の場合にも給料等審議
会というやつが具体的に機能してなくて、ここで勝手に決まっているという。給料等審議会
はあるものの、存在意味がちょっとなくなっている。

やっぱりあるんだったらあるように、それも報酬等審議会も急にきょう集まってね、そして
きょう集まって、こういう資料できょう決めろみたいなやつやり方が、前の議事録にも出て
るわけですね。やはりそういうやつ論議もちょっとはされているのかどうか、その辺伺い
たい。

それからやはり、きちんとほかと関係なく、前にもちょっとお話ししましたが、やはり報酬
月額じゃなくてね、手当からそれから退職金まで含めてやって、それを条例としてきちんと決
めるべきだというふうに私は思いますが、その辺提案としてですね、提案として受けてやれる
かどうか、その辺伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 基本的にはワークシェアリングというのは、議員の考えるところが主流

ではないかと思います。ただ、いろんなワークシェアリングの考え方ありまして、職員の給料をカットした分とか、我々の給料をカットした分を別な方に仕事を分け与えると、これもワークシェアリングの一部に入るのはないかなど。主流は私もですね、議員のおっしゃるとおり時間を減らして、その分というのがワークシェアリングかなというふうに思いますが、別な形態でのワークシェアリングもあって、前回はそういう形でワークシェアリングという言葉を使っていたように今聞いております。

それから2つ目はですね、給料等審議会、私も今回さっき言ったように条例できちんと詰めればいいんじゃないかという話だったんですね。私も考えたんですが、柴田の町長としてですよ、私個人じゃなくて柴田の町長でですね、大河原と同じにしてはどうかと、実は総務課長にお話ししたんですね。そうすると3%ぐらいのカットにしなければならないということがございました。それでいろいろ3%、私は91万6,000円が基本給になっているんですが、大河原は87万なんですね。それを大河原よりも人口が多い分1万円、88万円ぐらいでどうだというふうにお話をしたんですが、それでは3%ぐらいのカットにしなければならないということなので、柴田町長としての給料を決めるときには、給料等審議会等で私は議論すべきだというふうに思っております。

今回の減額はですね、我々が自分たちの給料をほかのワークシェアリングに使ってもらいたいということで自主的に減額をお願いしているというものでございますので、あくまでも給料等審議会というのは柴田の町長としての金額がどうあるべきかというときに開催すべきで、これまで柴田の町長の給料について云々というのがなかったものですから、審議会を開かないで自主的に減額したという経緯がございます。

詳細は総務課長の方から答弁をお願いします。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 特別職給料等審議会の関係については、今町長がお話ししたような内容でございますのであれなんですが、蔵王、山元町の町長の給与の削減等についてボーナスまで反映されているのではないかなというふうなお話でしたので、これちょっと確認してみたいというふうに思います。現時点でちょっと資料がないので、条例等を確認させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） やっぱり町長がね言ったように、きちんと条例ですべてやった方が私はいいんでないかと。そこに大河原がどうのこうのと言うよりもね、後ろにいる課長が「まあ、

まあ、まあ」とこう言ったんでしょからですがね、やっぱり条例できちんと決めて、すべて統一して、前にもお話ししましたが、町民も大分間違っているんですね、とらえ方が。町長は月額報酬だけだという話に対して「いや、違う。ボーナスからすべて対象になってるんでしょ」というふうなそういうふうな考え方もありますのでね、ですから町のお知らせの冊子のね、あれにもちゃんと「月額だけなんですよ」みたくきちんと書いておかなきゃならないんでないって話もしたのでね、やっぱり私はすべて退職まで含めた中で、条例で決めるべきだと。それが大河原と比べて、予算から見て、人口から見て1万円高くしたんでないなんて、そういうこそくなやつがあつてはいかがなものかと思います。

それからあともう一つはですね、ここに来てきちんとしておかないとまずいんですが、我々議会の方はですね、5%きちんと条例で下げているんですよ。そしてその分を一般会計に繰り入れたでしょ。三役だけね、この分下げて、これワークシェアリングで使われていますというふうに言うと、何か我々よりもね、はっきり言えば売名行為が上手だなというふうになりますので、その辺はね、多分言うのではないかなと思っているんです。ないですか。だから、そういうふうにね、ワークシェアリングに使うために下げたなんていう話ではなくて、議会と同じようにきちんと条例で決めて、そして一般会計にぶっ込むと。議会と同じようにね、やっぱり対処してほしいと思います。

何かちょっとね、ああ、これはまた町長使うのかなというふうにね、思いますので、勘ぐりだと思ったら失礼、お許してください。その辺の答弁をお願いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） また誤った情報が流行らないように、口をつぐんでいきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。17番杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 職員や町の幹部、これまで費用を削って財政再建に尽くしてきたということについては大変だったなということで敬意を表したいと思います。

ただ今話が出ていますようにね、今このタイミングね。この時期、本当にいいのかと。私は大変タイミング悪いなと思うんですよ。町長も施政方針の冒頭で言っているように、100年に一遍あるかなしかの経済不況の中でね、みんなワークシェアリングをしなければ生活できないような人がいっぱい町にあふれているときにね、そのタイミングがいいのかどうかと。その辺のタイミング、どんなふうに考えたのかねちょっとお尋ねをしたいなと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） この議会です、たしか9月議会で私、表明をさせていただいたとい

うふうに思っております。まさか9月中旬ですか、それ以降こんなにも急激に厳しい経済情勢になるとは、その時点では予測しておりませんでした。9月議会の時点では財政見通しが立ったので、お二人の議員さんからも質問があって、そこで議会で答えてしまったという面がございます。

それで、その分ですね今回は住民サービスをきちんとふやすことですね、この給料カットは大変申しわけないんですけど、もとに戻して、職員にはその分、町民に対してこれまで以上にサービスを提供していただいて満足していただけるような施策展開をすることで、町民の方にはご理解いただけるのではないかなということで、まずサービスをふやす。

それから緊急雇用対策でもですね、一般財源を投入して、後で追加補正をさせていただきますけれども、いろいろな問題を解決する。そしてまたもとに戻れば意欲を持って、これまで以上に町民のために活躍していただけると、そういうことで町民からのいろいろ批判はあると思いますがこたえていきたいなど。もちろんタイミングとしては、杉本議員おっしゃるように私も迷いましたけれども、一応この議会でお話しして、みんな意欲を持って職員もやろうというふうになっておりますので、タイミングは確かに悪いんですが、その分、後ろ指を指されないように頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 17番杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 9月の議会で表明したからね、タイミングは悪いけれども強引にやるというよりも、やっぱり9月の議会で表明はしてみたもののタイミングが悪いと、時期が悪いということで延ばした方がむしろ私は格好がいいのかなと。ただ佐藤輝雄議員が言ってるようにね、減らしたけれどもこれをワークシェアリングに回すんだということでの格好よさをねらったんだとすれば、またそれは別なんですけど、そうではなくて、やっぱりワークシェアリングが必要だとすれば、それはそれとして別にね、予算をとって別にやるという方が町民というかワークシェアリングを受ける方も受けやすいんじゃないかと。町長が身を削った分で、私はワークシェアリングにありついたというよりもね、その方が私は格好がいい、受ける方は格好いいし、町長が格好づけをしたなというそりも受けないで済むんじゃないかと、こんなふうに思っていますので、その辺もう一遍お願いしたいと。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 今回の緊急雇用対策の関係でですね、私どもだけのワークシェアリングの部分だけではございません。これ以上に追加補正予算でですね、ふるさとの雇用とか緊急雇用とか合計21名ですか、今のところワークシェアリングという格好でですね、新たな雇用を確

保したいと、そのうちの3名分というふうに我々は思っておりましたので、我々の分だけでワークシェアリングでなくて、きちんと予算化しているということもご理解いただきたいと思えます。

○議長（伊藤一男君） いいですか。じゃあ、総務課長から説明をさせます。

○総務課長（村上正広君） 済みません、佐藤輝雄議員さんからお話ありました蔵王と山元の町長の給与の関係で、今のお話を聞いて職員がちょっと調べたところですね、本俸のみの減額で、手当等々につきましては蔵王も山元も影響させていないということでございました。失礼いたしました。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。（「7号と8号と一括の討論ですか」の声あり）そうです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないようなので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、町長、副町長、教育長及び職員の給与並びに特別職の非常勤職員等の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号、町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時53分 休憩

〔午前11時53分 9番 佐藤輝雄君 退場〕

午後 1時00分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第 8 議案第 9 号 柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第 8、議案第 9 号柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第 9 号柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、乳幼児医療の助成対象について、現在の「4 歳未満児」から「5 歳未満児」まで拡大するものでございます。

少子化問題はその名のとおり、日本において生まれる子供の数が減少し、現在の人口を維持できないばかりか、経済全般、社会保障、特に年金問題、労働市場などに大きな影響を与える深刻な問題であり、国も対策を立てて取り組んでいるところでございますが、町といたしましても子育て支援の重要施策の一つとして乳幼児医療の助成年齢を引き上げることによる経済支援を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、補足説明申し上げます。

今回の改正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、乳幼児医療費の助成を昨年引き続き、現在の「4 歳未満児まで」を「5 歳未満児まで」対象年齢を 1 歳引き上げる改正でございます。

それでは条文の説明を行います。

議案書 43 ページになります。お願いいたします。

柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

まず第 2 条、定義の規定ですが、第 1 項、ここでは省略しておりますが、ここには乳幼児の定義が書いてございます。「乳幼児とは、6 歳に達する年度の末日にある者」と規定をしております。

第2項のこの条例において、「4歳未満児」の定義を「5歳未満児」へ、「4歳に達する日の属する月の末日までの者をいう」、これを「5歳に達する日の属する月の末日までの者をいう」に改めるものでございます。

それから第4条の助成の第1項の改正でございます。「町は乳幼児に係る医療費のうち、以下云々…」省略いたしますが、一部負担金について次のページになります、「当該対象者の保護者に助成するものとする。助成対象者のうち5歳未満児を除く者については入院に係るものに限る」に改めるものでございます。これにつきましては、現在外来診療の助成は4歳未満児となっております。これを5歳未満児へ改めるものでございます。

附則第1項、施行期日でございます。この条例は平成21年10月1日から施行する。第2項、経過措置です。改正後の条例は施行の日以後の診療に係る医療費から適用し、施行前の診療に係る医療費は従前の例によることを明記したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 1点だけ、この附則の施行期日ですね。これ21年の10月1日からということなんですけど、これはどういうあれ、内容ですね。4月からでないというところ、ちょっとお聞きしたい。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 10月1日からということですが、これは受給者証の更新が9月末日で切りかえというふうなことで、これに合わせて10月1日からと。それから周知期間ですね、周知する期間とかといったことも必要だというふうなことで10月1日ということとで予定しております。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 1点だけお伺いしますけれども、これは5歳児未満児となっておりますけれども、もしですね、入学時までとするとどのぐらいかかるのかなど、お伺いしたい。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 1歳上げますと、大体金額的には40万から50万負担が財源がかかってまいります。これを就学前までにしますと、1歳上げると大体300人ぐらい対象者がふえるわけなんですけど、最後、就学前になりますとその年度の3月末日までできますから、人数

的には1.5倍ぐらい、450人ぐらいになってきますね。ですから、大体700万から800万近くの支出が必要になってくると、財源が必要になってくるといふうなことでございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） ということなんですけれども、700万から800万の財源というと、かなり厳しいかなと、こう思いますけれども、町長どうですかね。ことしは無理ですけれども、来年、再来年あたりにこういうことが検討されるという事項になるかどうか、お伺いしておきます。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これについては有賀議員と広沢議員にお答えしたように、1年ずつ、来年度で就学前までするという議会で回答、そのとおりにやらさせていただいております。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、柴田乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第9、議案第10号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第10号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成20年12月3日に公布された児童福祉法の一部を改正する法律を受けたもので、里親制度が見直され、小規模居住型児童養育事業が実施されることに伴い、小規模

居住型児童養育事業となる扶養義務者のない児童について、国民健康保険の被保険者としな
ことを加えるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお
願いたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、議案第10号柴田町国民健康保険条例の一部を改正す
る条例についての補足説明を申し上げます。

今回の改正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、児童福祉法の改正により
国民健康保険の被保険者としな者に、新たに小規模居住型児童養育事業を行う者に委託され
ている児童であって扶養義務者のない者を加えるものでございます。

小規模居住型児童養育事業についてでございますが、これは児童福祉法が改正され、現在の
里親制度に加え、新たに国によって事業化されるファミリーホーム制度になります。養育者の
住居において5から6人の要保護児童を養育する制度になっております。ということは、今ま
での里親制度というのは4人まで養育ということになります。小規模居住型児童養育事業に委
託された児童の医療費につきましては公費で負担されるため、国民健康保険の被保険者としな
い改正でございます。

それでは条文の説明を行います。議案書45ページをお開き願います。

第4条、被保険者としな者。「児童福祉施設に入所している児童又は」の次に「小規模居
住型児童養育事業を行う者若しくは」を加えるものです。

それから「民法」の次に「明治29年法律第89号」を加えるものです。これは、これまで民法
の法令番号等が指定されていなかったため、新たに規定するものでございます。

附則でございます。この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 済みません、ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、
その公費で負担といった場合、その子供は全く保険者証がない、何か証明するものが別に病院
に持っていくわけなんですか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） はい、そのとおりです。

いわゆる生活保護世帯等であれば公費負担になりますので、医療券が支給されます。その医

療券を病院に持って行って、それが国の方から支給されるという形になるので、同じように公費負担という形になります。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） そうしますと、病院に行くとそこで「ああ、この子は親子関係ではないな」というのがわかるというわけですか、わかってしまうというか。例えばファミリーホームにいる子が、ちょっと端から見れば親子にしか見えないけれども、病院に行ったときにそうではないということはすぐにわかるというわけですね。まあ出しているところとか見れば、ほかの人からもわかるという形なわけですね。

今までもそうだったんでしょうけれども、そういうことなんですね。確認。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） はい、実際はもう医療機関の窓口で医療券を出すということなんですが、実際にそういったところを私自身も確認したことがありませんので、どういった形で渡しているのか、その辺をちょっと今お答えはできませんが、多分ほかの人にわからないようにというか、そういった渡し方をするのではないかなというふうには思っております。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第10、議案第11号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第11号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

介護保険事業は3年の事業計画期間を定めて運用しており、事業計画期間ごとに介護保険料を定めることになっています。平成21年度から第4期事業計画期間に入ることから、介護保険料について必要な改訂を行う必要があります、改正条例を上程するものです。

介護報酬の改定や要介護認定者の自然増などにより、本来は介護保険料は上昇させなければなりません、準備基金の取り崩しと国が措置する特例交付金により、第3期の保険料水準を維持することとし、被保険者の負担増は行わないことといたしました。

また、保険料第4段階の方で年金収入額が低い方については、保険料の15%軽減を図る弾力化を行うこととし、改正条例の附則で定めております。

実質的な被保険者負担は、第3期より下がることとなります。

詳細につきましては長寿社会対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） 議案書47ページになります。

議案第11号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例です。

条項の改正は、第2条の保険料率の改正になります。ただ、保険料水準は第3期据え置きというふうにしますので、条項の該当部分は年度のみとなります。改正前「平成18年度から平成20年度」までを「平成21年度から平成23年度まで」のように改正いたします。

附則です。施行期日、この条例は平成21年4月1日から施行する。

第2項、先ほど提案理由で町長が申し上げましたが、軽減を行います。平成21年度から23年度までにおける保険料率の特例、第2項です。48ページをごらんください。48ページ途中からになります、第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、改正後の柴田町介護保険条例第2条の規定にかかわらず3万4,680円とする。年額です。

この軽減の内容を説明いたします。今まで本人が非課税でも世帯の中に課税の方が1人でもいらっしやると、第4段階の標準段階、月額になりますと3,400円というふうになっていました。ただ、これが介護保険みたいな定額制のマイナスの部分ということが指摘されておまして、弾力化ということが市町村でできることが今回の政令で出されましたので、柴田町も本人の年金と合計所得合わせて80万以下の方については85%、いわゆる15%を落とすというふうな措置をとりたいと思います。町内では約2,000の方が対象です。月額で申し上げますと、3,400円

から2,890円に下がることとなります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号、柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 柴田町営住宅条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第11、議案第12号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第12号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

現在の公営住宅の入居収入基準や家賃の算定基準は、公営住宅法施工令等により全国一律に定められています。平成8年に入居収入基準が政令月収20万円に改訂されて以来、見直しが行われていない中、昨今の世帯所得の変化や高齢者世帯の増加に伴い、収入水準が低下し、住宅に困窮する本来の入居希望者が入居できない状況になっています。

このような状況を踏まえ、入居収入基準等を見直し、低所得者がより入居可能になるように公営住宅法施行令が改正されたことに伴い、柴田町営住宅条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） では、詳細説明をさせていただきます。

今回の改正でございますが、今町長が提案理由で申し上げたとおり公営住宅法施行令の一部が改正されたことを受けて、町営住宅条例を改正するものです。

改正の内容なんですが、一つは家賃の算定方法。2つ目として入居者資格としての収入基準、3つ目として収入超過者となる収入基準及び収入超過者に対する措置による家賃の算定方法、4つ目としまして高額所得となる収入基準の改正となっております。

先ほど町長申し上げたとおり、平成8年度で標準世帯の年間の所得を出しまして、それに基づいて公営住宅法については最低居住水準の確保を図ると。住宅の確保を図るという意味合いからですね、全国の2人以上世帯を低い順に並べて、収入の低い方から4分の1番目に該当する収入を基準ということにしております。それらについて、今回既に平成8年ですから12年もう経過しているということがあって、昨今の所得の減少傾向に向けて見直しを図られたということでございます。

資料として配付してございます議案第12号関係資料をごらんになっていただければと思います。まず法改正の49ページに法改正が入ってますが、大分準用規定とかが入ってございますので、なかなか条文だけでは適当に判断できないということがあろうかと思っておりますので、表の方で説明してまいりたいと思います。

第6条関係でございます。これについては公営住宅法を準用しているということで、表1の箱の表の中に、6条第5項第1号、下の方に5項第3号と入ってますが、現行、改正後ということで分けてございます。ですから改正後については比較してもらおうとわかりませんが、このように基準が下がったということでございます。

続きまして表2の方ごらんになっていただければと思います。これについても先ほど申し上げたようにですね、現行が左の表になります。改正後が右側ということになります。今回の家賃算定の基礎額の部分ちょっと見ていただきたいんですが、改正前が標準で70平米を基準として家賃の算定をしておったんですが、今回5平米少なくなりまして65平米というふうに改正になりました。そのことによって収入分位、1分位ですね。これが金額、世帯の所得も下がったんですが、現実的には現行家賃から改正後下がった部分もあるということでございます。

次に第4項関係ですが、第4項については改良住宅の方の改正でございまして、これについては表3の方をごらんになっていただければと思います。裏の表になります。

住宅地区改良法施行令第12条による読みかえということで、これについては裁量階層から本来階層についても現行から比べますと、このように下がってございます。これについても同じようじ住宅改良法につきましては、本町の場合、神山前町営住宅のみが該当ということになり

ますので、その住宅についてはこの表の3を適用していくということでございます。

次に27条関係でございます。

第1項なんです、これについては文言の整理でございます。

表1の基準を超えた場合の収入超過者、入居者なんです、超えた場合については通知を差し上げるよということです。こちらで基準とした収入より上回ったということであればですね、その旨を入居者の方にご通知申し上げまして、家賃については改正になるということの通知を申し上げますということです。

同2項なんです、これについても同じように基準を超えた場合に対する通知義務ということで、あわせて改良住宅についても、超えた場合については通知を差し上げるというふうな内容でございます。

次に、収入超過者の家賃等ということで、第28条関係なんです、先ほど見ていただいた表-2の方をごらんになっていただければと思います。所得に応じて町営住宅につきましては、所得階層別家賃という制度がございますので、所得に応じての家賃が科せられるということでございます。

次に第4項関係です。第4項関係については先ほど申し上げた表の3の方なんです、これについても、改良住宅についても、この基準を超えた場合については通知を差し上げて、通常家賃よりも上がりますよというふうな通知を申し上げますということです。取扱いになると、ふえますよということになるということでございます。

続いては、附則の方です。8項につきましては、今回20年度の家賃を1つの基礎にして、それに基づいて今回改正になりますので、改正になった場合その差が出ます。急激な家賃の変更をされるという意味合いから、特に今回につきましては、平成20年度の基準をもって取扱いをしますよということを表記したということでございます。

第9項関係ですが、これについても21年4月1日前に入居していた方については、激変の緩和を図りますということで、新家賃額から旧家賃額を控除した額に別表の表、先ほどごらんになっていただいたんですが、表4激変緩和措置ということで、上がった場合については、4年間で調整させていただきますということです。ですから5年目、25年度になると1.0ということで緩和の方がなくなるということでございます。

次に10項関係です。これは家賃査定の取扱いという規定でございますが、1号につきましては21年4月1日前に入居者の公募が開始されてですね、かつ同日以後に入居の許可がされた場合、旧家賃額を適用するというので第9項を準用する規定となっております。

次に2号関係でございますが、これは災害関係で、もう住む家がなくなったという方についても同じような取扱いをするという規定でございます。

次に第11項でございますが、収入超過者の認定、あと収入超過者の家賃、高額所得者の認定についての取扱い規定で、改正前条例を準用するということでございます。この部分につきましても11項1号では、平成21年4月1日において現に入居している方々、入居している者ということです。2号につきましては、これは本町の場合は該当しないんですが、借り上げ住宅の場合に、借り上げ期間の満了となった場合についての規定でございます。

附則としまして施行期日、1項、この条例は21年4月1日から施行する。経過措置、2項は、現に入居している者に対する経過措置で、先ほど申し上げた26年3月31日までの間については、割り増し収入の限度額は改正前の規定を適用するということでございます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） このいただいた表の方を見てもよくわからなかったんですね。柴田町の場合どうなのかというところがよくわからないし、それからこの条文の方も、本当に読んでも全く理解できないというのが本音なんですが、こうなるとこの柴田町においてどうなるのかをもう少し詳しく説明してください。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） じゃあ、表の見方といいますか、12号関係資料というのをちょっと、表の1をごらんください。

6条第5項第1号の裁量階層というふうな定義づけなんですけど、これについては体に障害がある方とか、精神的な障害のある方、それから年齢関係の該当、60歳以上世帯ということと、あと未就学児童のある世帯というふうな取扱いで優遇しているということです。ですから標準的家賃、本来階層の入居収入基準ってございますね。これが本来は基準として20万、前のやつですと20万になっているんですが、先ほど申し上げた裁量階層というのがそういうふうな世帯に該当する方については26万8,000円までいいですよと、所得があってもいいですよという意味合いです。今回それが、改正後の金額に下がったということでございます。

表2の方なんですけど、これについては当然、各世帯の所得がございましてね、年間のですね。控除された金額からですね、逆に控除をするといいますか、所得額からですね、例えば4人世帯ですか、ということで旦那さんしか働いてない場合については配偶者控除、それからお子さ

んの分の控除というのがございます。それらを引いてですね12カ月、1年12カ月でございまして、その12カ月で割ったお金がこの表に書いてございまして、現行12万3,000円以下であればこの家賃でいいですよと。それが逆に改正後については、10万4,000円以下であれば、3万4,400円と前回よりは下がったんですが、それについては所得に基づいて家賃の算定基礎額、これも面積が変わったということもあって、金額が下がっているというふうな見方をしてもらえればいいのかと思います。ですから、所得に応じてこのように家賃が変わってきますよという意味合いです。

表3の方なんですけど、これは口頭で申し上げてなかなか大変申しわけなかったんですけど、改良住宅については裁量階層から本来階層ということで、政令月収というふうな表現をしております。ただし11万4,000円を超えた場合、本来階層入居収入基準ですよ、超えた場合についてはペナルティーがございまして。それについては11万4,000円を超えて15万8,000円までの間については現行家賃の3割アップしますよと、罰則ですね。ですから所得が多くなったので、その分を賦課します。3割アップさせていただきますというふうな割増率がかかります。また、それを超す15万8,100円から19万1,000円の所得がある方については5割増しになります。これはあくまで神上前町営住宅のみの該当でございまして。19万1,001円以上になった場合については8割増しということになりますので、ここで基準と定めている金額を超した方々等については、高額認定の方については、もう明け渡しを要求していくという法の規制もございまして、それに基づいて明け渡しを要求していくということになります。

また、収入超過者といいますか、先ほど表2の方でござらんになって、表1と表2をござらんになってもらいたいんですが、本来階層が15万8,000円ということですから、15万8,000円以上の所得のあった方については、当然収入超過者という取扱いになります。ですから基準より上回った場合については、1段階上の家賃設定になってくると。ただし割増し率といいますか、このような所得割合に基づく家賃制度ということになってございまして、最終的には高額所得ということで書いてあろうかと思うんですが、近傍同種家賃ということで、周辺の住宅の一軒家といいますか貸し家ですね、等の家賃相当額の金額をいただくよということになります。当然その方につきましては、先ほど申し上げたとおり明け渡し義務が発生しましたよということで、明け渡し請求をしていくということになります。

これちょっとまだ確定ではないんですが、この改正に基づいて、全体的にどのような動きになるのかちょっと心配だったものから算出してみました。現在、二本杉町営住宅建てかえのための空き家政策もやっておりますし、並松地区についても、現在住めないような状態の

住宅もございます。あと土手内住宅ですか、についても、手当する以上に、手当して入居してお金をいただく、より以上のお金がかかるということで、今、入居制限をしております。現在管理している戸数が445世帯でございます。実際入っている方々ですね、これ直近の世帯数なんです、それで入居されている皆さんの所得をもとにちょっと算出してみたんですが、現実的に、アップになる方も約2割ぐらいいらっしゃいます。ただですね、前年家賃の同額並びに新年度家賃から減る方ですね、ですから現在1万円払っていたのが100円、200円下がったという方も含めてなんですが、全体で80.2%になっています。ですから、家賃はこの改正でもって変更にならない方々、もしくは若干とも減る方については8割を超している世帯が恩恵を受けるということになります。

ただし今回の改正、先ほど申し上げたとおり所得の基準が大分下がったということからですね、今現在調査している中身で一番変動の大きい2段階変動ということで、ランクが2つ上がった方々が、今現在の改正前ですね、今回提案した現条例に基づいて計算しますと2段階変動が12人しかないんですが、今回改正に伴って、改めて大きな変動のある方ということの世帯を出したところ、41世帯に上がってございます。それに収入超過した法改正前、現条例ですね、それが21世帯だったのが、今回改正に伴って新たに収入超過者となる方が逆に19世帯減っています。ということは、その分がですねカウント的に高額所得の方に移行しているということになるかと思えます。

高額所得者については、現行では2名しかいらっしゃいませんが、これを新法に基づいて直しますと7世帯ということになります。当然ですね、大きく変動する方々については、先ほど説明申し上げたとおり緩和措置の適用、激変緩和ですね。ということで表5でちょっと見てもらいたいんですが、一気に上げるというと大変負担を強いることになりますので、この表のとおりですね、5分の1、5分の2、5分の3、5分の4、5分の5ということの段階で家賃を上げていくということでは考えております。

ただ理解していただきたいのは、今回改正に伴って昨年8月に入居者の皆さんに所得調査しますというふうなご連絡を申し上げて、10月1日で基準ということに法ではしているんですが、当然昨年度ということは19年度ですか、の所得より20年、大幅にアップしている方もいらっしゃいます。中には下がっている方もいらっしゃるんですが、下がっている方については先ほど申し上げたとおり、約8割の方々が下がったり、もしくは同額だったりというのが数字的に拾った結果ということになっておりますので、やはり心配されるのが認定された2段階変動の41世帯分についての取扱いなのかなというふうには思います。

ちなみにですね、全体家賃収入額で計算しますと約1%、現行で大体8,000万近くあるんですが、年間で80万くらい予算的には減るんじゃないかと、逆にふえるような形になるかと思えます。ただし、今回改正に伴って家賃を、このような家賃になりますよというふうな通知を申し上げますから、その際に、昨年度調査した時点以外のいろんな問題が生じまして、所得関係で確かに減ったということが証明されればですね、その所得に基づいて再計算をするということも公営住宅法では可能でございますので、いろんな相談を受けながらですね、新家賃の方に移行してまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 何点かお伺いいたします。

今説明を受けますと、家賃として改正になると収入がふえるかもしれないと。80万とか言っていましたよね。何だかちょっとこの数字からいくと収入減になるのかなと思ったら、収入が多い人たちがあるので80万くらいふえるということなんでしょうか。

それから、これによって滞納額とかそういうのが減っていくのかどうか。こういう改正案が出てきたときにですね。

それからもう1つですね、土手内の今、直して、もうそれ以上にお金がかかるからと。今、空き室をつくっていると。あそこら辺、どのぐらいの家賃を今取っているのかなと。それから並松ですね、ちょっと、もうひどいなと見てたんですけど、この表の2を見ますとそんなに取ってるのかなと思うんですけども、現実にはどのぐらいの家賃をとっているのかなと。ちょっとそこら辺を教えてください。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 先ほど申し上げたのはですね、家賃の使用料分がですね、現在平成20年で予定している家賃収入額といいますか、予算が約8,000万近くなっているんですね。それに基づいて計算するとですね、今回改正でふえる使用料、住宅使用料については1%程度だろうというふうに想定しているということでございます。

滞納額の関係でございますが、確かに団地についてばらつきがございます。一番大きいのが、やはり古い住宅ほど家賃は安いんですが、滞納者は結構ふえてございますので、逆に傾向としては、金額的には若干でも下がる可能性があるのかなというふうには見えますが、当然年間ですね、その世帯の所得に応じての納付等々もございますので、ここで断言するというのはなかなか言い切れないことがあるものですから、その辺はご容赦願いたいと思います。

次に土手内の関係でございます。これについては、昭和28年に建てられた2階建ての住宅でございますので、かなり設備関係も劣化状態といいますか破損状況も著しい状況になってございますので、それについて設備も含めてすべて直すということになりますと、かなりの費用がかかるということでございます。平均的な家賃ということで、新しい21年度の家賃でございますが、平均的に5,500円から8,200円の間でございます。これは所得に応じて多少違うものですから、そのようになっております。

次に並松でございますが、並松については大体平均でよろしいかと思うんですが、5,500円ぐらいが標準。5,300円、5,800円ということになっておりますので、4,000円台もございますが、大体5,500円をベースとして考えていただけたらと思います。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号、柴田町営住宅条例の一部を改正する条例の採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 指定管理者の指定について

日程第13 議案第14号 指定管理者の指定について

○議長（伊藤一男君） 日程第12、議案第13号指定管理者の指定について、日程第13、議案第14号指定管理者の指定についての2カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第13号及び議案第14号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

議案第13号は、現在指定管理者制度により管理している38の柴田町地区集会所について、平成21年3月31日で指定期間が満了となることから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管

理者を指定し、平成21年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものであります。

また、新たにことしの4月1日から供用を開始する北船岡集会所についても同様に指定管理者を指定するもので、合計39の地区集会所について施設管理の業務を指定管理者に行わせるものであります。

議案第14号は、現在指定管理者制度により管理している上川名構造改善センター及び葉坂構造改善センターの2つの施設について、平成21年3月31日で指定期間が満了となることから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、平成21年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等関係規定に基づき指定の準備を進めてまいりましたが、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書53ページをお開きください。

各地区の集会所の管理につきましては、平成18年4月1日から21年3月31日までの3カ年間、各行政区を指定管理者としまして指定してまいりました。引き続き地区集会所は当該地区の地域住民の方々に管理運営していただくのが最も適当であることから、指定管理者にはそれぞれの地元行政区を指定しようとするものであります。

指定の期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年であります。

指定に当たりましては、関係例規及び町の公の施設に係る指定管理者選定委員会による審査など所定の手続を経ております。指定管理に係る集会所と行政区の名称等は議案書に記載のとおりであります。指定管理者の指定議決を受けようとする集会所は、昨年12月定例会で議決いただきました、まもなく完成予定の北船岡集会所を含めまして39集会所であります。本議案が議決後に、各行政区と集会所施設の管理に関する基本協定書を取り交わすこととなります。

管理のあり方につきまして、修繕や改築等について各行政区長と協議を進めてきました。今回から集会所の建設年度等によりまして協定書の内容が異なることの下承を得ております。改築につきましては、18A区集会所と第27区集会所を除き、今後は各行政区で行うこととし、町

は建設費の一定の補助を行うことを明記する方向で、また修繕につきましては、これまで床や屋根など大きな修繕は町が、窓ガラスや障子などの軽微な修繕は行政区としておりましたが、建築年度を考慮し、行政区長と協議しながら今回から維持管理、修繕等についてすべて指定管理者の責任において実施する集会所と、これまでどおり一定の修繕は町が行う集会所に区分する方向で協定書を取り交わす方針であります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。

失礼しました。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 59ページをお開き願いたいと思います。

議案第14号、上川名構造改善センター、柴田町大字上川名字館山90番地、第19行政区。葉坂構造改善センター、柴田町大字葉坂字竹ノ内172番地3、第25行政区におのおの委託しようとするものであります。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年とするものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ただいまの説明に対して質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 今13号ですね、集会所の修理・維持に関してですね、二通りの方法でやっていると。これは、基準はどこら辺に置くのか。全然今の説明では、ちょっとどういうふうな、だれが勝手に決めちゃうのかなと。

それから、もしそういうことをやって、していただきますよとなると、うちら方ね、ちょっとこれ将来のために少し使用料を値上げしようとかいろいろなことが出てくるんじゃないかと思うんですけども、これについてお伺いしたい。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 議員おっしゃるように、どこで区別するかということで非常に難しいということでは、うちの方でも考えておりました。

それで昨年からですね、各行政区長さんを集めまして、まずは説明会をやりました。それから各集会所を各行政区長と一緒にすべての集会所を見ながら、現在の屋根なり外壁、それから電気設備、トイレ、基礎等のことにつきまして異常あるかないかということで、すべての集会所を行政区長と協議しながら実態を把握しております。それで、今回協定書を取り交わすに当たりまして、仮協定書というのを結んでいるわけですけども、その中で区長さんの方と個別

にヒアリングを行いまして、区長さんの意向で「うちの方は新しいから、修繕はすべてうちの方でやります」というようなことで、39集会所あるわけですけども、そのうちすべて地元の方で今後は修繕を行うという集会所が26件。それからやはり老朽化しているということで、昭和50年代の集会所が多いわけですけども、それらにつきましてはこれまでどおり大きな修繕は町の方で行うということで13件ということになっております。

使用料につきましては各集会所でそれぞれ違うわけですけども、先ほど言いましたように新しく建てかえするという場合も含めまして、町である一定の補助を出すということで考えているわけですけども、そういうことで各行政区では、修繕をする必要がある場合は、各行政区で使用料等を検討するというようなことになるかと思えます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 大体わかったんですけども、地震で、要するに天災で、地震の場合は、それから災害の場合は、そこら辺はどういうふうになるんですか。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） それは内部の方でまだ詰めていない点なんですけれども、協議している中で、やはり地震等で倒壊した場合の改築する場合に、すべて町でやるか、それともやっぱり同じように改築ということで、ある一定の2分の1なりの補助を出すかどうかというのは、まだそこまでは町の方としてもまだ詰まっていない段階でございます。

ただし耐震診断を行いまして、昭和50年代の集会所につきましては倒壊のおそれがあるという集会所がありますので、それにつきましては、当然、耐震補強は年次計画で、町の方で実施するというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） これねちょっと大事なところですよ。昭和50年代に建てたから危ないんだと。その後ね、昭和60年代、平成に入って建てて、これはもうないだろうと。ただ「だろう」なんですよね。現実に起きたときのことをやっぱり想定しないとうまくないと思うんですよ。地震とか災害の場合は、じゃあ、町で全額負担するよとか、または3分の2とか、そういうことをしておかないと、何だかね、そういうときはどうなるの、後で後でなんていうとね、町長の給料カットぐらいじゃ直らないもんね。ですから、きちんと決めておいた方がいいんじゃないかと私は思いますよ。どうですかね。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 協定書を取り交わすまでにはですね、議員おっしゃるように、

原則としては先ほども言いましたように、18A区と27A区を建てかえた後は地元で建てていただく。町がある一定の補助を出すということで、その補助額も含めまして災害等時の倒壊とかの場合の補助基準も明確にしたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。19番大沼喜昭君。

○19番（大沼喜昭君） 19番の大沼です。

この管理者制度、集会所なんですけど、この間もちょっと雑談でお話した（「マイクを…」の声あり）お話をしてたんですけど、うちの集会所はですね、昭和30年代に町でお金がないということでゴルフ場誘致に基づいた企業のあれですね、寄附によって昔あった集会所を建ててもらいました。その後には柴田町で各集会所が、町の公の施設をして各地区に建てたわけです。

そんな中でかいつまんで、時間がないですから。うちの集会所、町でもお金も出さない。区でも出さないんですよ。でも町のものになっているわけです。この間、半年ぐらい前から床が落ちちゃった、畳が昔のものですからべそべそになって町の方に修繕をお願いしてたんですけど、なかなか進まない。しばしの間辛抱しろということで待ってたんですけど、こういう矢先のと看、4月1日からこのことに切りかえると言ったらば、今みたいな私のところの28区の集会所、どうなるんでしょうね。まず、こいつ一つ。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 船迫の集会所につきましてはですね、地元の区長なり、議員の方からお話がありまして、現場を確認しまして、床が確かにそういう状況だったものですから、早速見積書等を取りましてですね、2月の指名委員会の方で工事の方を発注しているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 大沼喜昭君。

○19番（大沼喜昭君） ありがとうございます。

なかなかね、4月1日からで、ここでまな板に上げた大根みたいなことを言って、バチっと切られて、あとは知りませんよというんだったら、行政はそういうものでは私はいけないと思います。

そしてこの指定管理者なんですけど、私は指定管理者、やはり言葉が必ずいいものとは私思っていないですよ。どっかでやったらば、そのものが長年完璧に成功しているというのをまねるんだったらいいんだけど、何かはやり言葉が出てくると、うちの方でもやろう。そして任せの方が役所が楽になるという、こういうシステムは私は余り好まないですよ。

学校給食センターとこれは別なんですけど、任せればいいのかということではない分野がいつば

いあるものですから、特にこの集会所関係は地域にとって、各行政区では一つの本当に大切な場所なんですよね。そここのところに「区長さんに任せたからわ、あとはできるだけ区の方でやってください」という投げやりではね、私はちょっと腑に落ちない分野がありますけど、そういう長い目で見てですね、昔のことも踏まえながら、ある程度の修繕は区でやってける、大きなものは町でやるというふうな考えを出していただければありがたいかと、こんなふうに思っています。答えはいりませんので、要望で終わります。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 「指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ」となっていますが、どのような審議が行われたのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 指定管理選考委員会というのがあるわけですが、そこで各担当課ですかね。そこからこういう施設を、この集会所であれば行政区の方に指定管理してもよろしいかというようなことで、協定の先ほど言った考え方ですね、等について審議して、そういう方向で進みましょうということの審議内容でございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） わからないね。各課で話し合う…、どういう方がその審査会の委員になっているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 委員長が副町長でございます。副委員長が教育長。それから総務課長と企画財政課長ということで4名でやっております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 集会所だから地域に任せるとするのは一つの考え方なんですけど、ただ指定管理者と言った場合、例えば自分たちで手を挙げて管理したいなんて言う人が出てこないとも、本来であれば限らないですよ。これをどちらにも声はかけてないわけですが、ただ今の集会所のあり方を見ていると、余り利用されないところもあるので、それであれば思い切っって地元の行政区ではなくて、使いたいという人に任せるとすることも今後は考えていくのも一つかなと思うんですよ。そのかわり委託料は例えば払わないけれど、場所を管理を任せる。もちろん地域で使うときは今までのように使うけれども、そのほかの時間とかをもっと自由に使えるようにするとか、というのは今の集会所のあり方を見ていると、例えばですね、毎日あけてあるとかというところはまずないですよ。あるグループが使っていたりという形で普通

は進んで、特に3月ぐらいになると、いろんなところが総会だ何だで使うようになりますが、どちらかといったらほかの月はそれほど利用は、日中は特に多くないですね。それであればもっともっと子育て支援に使わせるだとか、もっと高齢者のお茶飲みの場にするとかね、そういうサロンのような使い方だったら私たちは場所があればやりますよとかいう人だって、中にいると思うんですね。

であれば管理まで任せて、朝かぎをあげて夕方かぎを閉めるまで、例えば任せるということも一つの方法かなと思うんですね。何かとっても各地区に一つあるのにもったいないなと思っていつも見ていたんです。

このままだと、また5年間同じように行政区に任せてしまえば、そういう使い方をしたい人が利用料を自分たちで払って部屋を借りてという形しかとれませんけれども、毎日あけておくとかいうのも一つの地域のあり方かなとは思うんですね。何もそういうことは例えばですが、選定委員会とかではそういう話というのは出ないわけですか。初めから行政区なんですか。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 各地区にある集会所につきましてはですね、もともと町の方で地域の行事なり、コミュニティの活動の促進と、それから地域の交流の連帯感というようなことで、もともと町が各行政区に設置してきたという経緯がございます。

議員おっしゃるように、確かに毎日朝から夜までですね、毎日利用されていないという面はあるかと思いますが、あくまでもその地区の集会所ということで、例えば備品等についても各行政区で全部備えつけているというようなこともありまして、今の形態の中で行政区以外に、例えばNPO法人とかそれらに管理を任せるというのは今の時点ではちょっと考えにくいということで思っております。

ただ、利用につきましてはそれぞれ各集会所、いろんな各集会所ごとにいろんな利用料金、それから使用規則等をつくって運営しているわけですが、そういう子育て支援なり等で使う場合は各行政区のほとんど区長さんが管理人になってるかと思うんですが、そちらの方に申請すれば、当然あいていれば利用できるという形態になっておりますので、当分はそういう利用方法で運営せざるを得ないというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 3回終わりましたので…。ほかに質疑ありませんか。3番水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） まず建てかえですね、古くなって建てかえるという場合は全部地区で、改めて聞きますけど、もう1回ということで、古くなって建てかえるときは全部地区で持つというふうなことにとっていいのかということですね。

それと、いわゆる防犯灯とかメーンの道路は町で持つけどというか、メーンの道路から外れたところは地区で半分持つとかと、いろいろとこういうことになってきているのは、それはそれでいいんだけど、地元というか町民の方から「何か、何かからかにかから全部地区に」というふうな、そういうふうな印象というか感じを持っているというのが多いんですよ。例えばうちの地区の集会所もまだ新しい方ですけど、中名生の集会所なんていうと、いわゆる分館として使ったやつが、そのまま今、中名生集会所になっている。この辺でやっぱり地区の方から言わせると、「これ建てかえるとき、全部おれらが持たなくてないのか」というふうな感覚を持っているという、現実はその辺ね。区長さんと話をされているといっても、区長さんが今度区民に全部それを細かく話しされれば地区の人も「ああ、そういうことなのか」というふうに思うのかもしれないんだけど、区長さんだけが理解しているということ、この辺についてちょっと、まず補修の度合いが軽いもの、重いものってさっき言って、それから新築、新築は町で持つというふうに考えてよろしいですね。それも違う。その辺ちょっと、もう1回説明してください。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 財政再建プラン、47プランあるわけですけども、その一つとしまして集会所はいずれ地元の方に移管をすると。新たに先ほど言いましたように18A区と27区ですか。老朽化、昭和40年代に建設された残っている2つだけは新築しまして、それ以降の改築につきましては、町がある一定の補助を出して建設するというところで再建プランに示しておりまして、町民の方にもその旨を説明しているというところでございます。

当然、改築する場合にそれなりの、通常であれば1,500万から2,000万程度かかるわけですけども、その補助額につきましては今度の協定書を結ぶまで、2分の1にするか、上限を設けて500万にするかというようなことを、これから議決後に検討したいというふうに思っておりますけれども、他市町の事情を調べますと、角田なり白石等では地元の方で建築しまして、限度額が300万ほど市なりが補助するというのがほとんどでございます。

柴田町のように非常に行政区単位に集会所、このように整備されているという市町村は県内でも、恐らく全国でもなかなかないということで、非常にコミュニティづくりには寄与してきたわけですが、42カ所ですかね、構造改善センターを含めますと42カ所あるわけですけども、そういうことで財政再建プランの際にそういう方向で進みましょうということを受けまして、今回からそういうものを協定書に明記させていただくということで考えているわけでございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） はい、わかりました。財政再建プラン作成時というか、その時期は皆さん「ああ、そういうことで」というふうにわかったと理解はされていたんですけど、結局実際に金を出すような状況になってくると、いやいや全部地元へ押しつけるんだなというふうな感覚になってくるんだなというのは、確かにそういうのもわかるんですけどね。

町としても全国的に珍しいくらいの集会所の補助をやってきたということではね、ここでは少しでも補助ができるものということは要望しておきますけど、それで、はい。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） ちょっと確認したいんですけども、公の施設には火災保険とかそういうことが加入されているか。先ほど我妻議員の方からもちょっと関連した質問ですけども、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 火災保険等につきましては、町の責任においてすべて加入しているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 加藤克明君。

○15番（加藤克明君） そうしますと、今集会所関係は火災・地震保険というのはもう加入されているというか、セットされているということだと思えますけれども、当然指定管理ですから行政区長が責任の度合いというか、そういうものが非常に受けられるものがあると思うんですよね。

例えば放火もあるし、失火もあるし、もらい火もあるし、地震だけではないと思うんですよ。だからそういう面の補償があればいいんですけども、例えば風水害でも補償されますから、今、風水害でもね。あしたにも倒れそうなうちでもですね、さっきの風で倒れたと、そういうときは風害というか風ですね、そういうものでもありますからね、ちょっとそこは確認して答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 申しわけありません。火災保険は町の方ですべて入っているわけですけども、風水害、地震等まで加入しているかどうか、ちょっと今確認できませんので、あと確認しまして、そういう状況であれば、加入できるかどうか前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから行政区長の責任というかですね、当然地区集会所条例があるわけですけども、その中で指定管理者につきましては次に掲げる業務を行うものとするということで、一つは使用

の許可に関することですね。それから使用に係る利用料金に関する業務。それから集会所の施設及び附属設備の維持管理並びに修繕に関する業務、その他町長が必要と認める業務ということになっております。

そういう意味で火災等が発生した場合にも、当然町の方で火災保険加入しておりますので、それらの責任については町の方で対応するということになるかと思えます。

○議長（伊藤一男君） 加藤克明君。

○15番（加藤克明君） それじゃあですね課長ね、総合保険というのがあります。私、別に営業しているわけじゃないんですけども、そういうことも含めてよく確認されて、そういうふうなきちんとしたそういうことでお願いしたいと思えます。以上です。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤一男君） これより議案第14号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 指定管理者の指定について

日程第15 議案第16号 指定管理者の指定について

○議長（伊藤一男君） 日程第14、議案第15号指定管理者の指定について、日程第15、議案第16号指定管理者の指定についての2カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第15号及び議案第16号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

議案第15号は、現在指定管理者制度により管理をしている柴田町太陽の村の施設について、平成21年3月31日で指定期間が満了となることから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、平成21年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

議案第16号は、現在指定管理者制度により管理している富上農村公園、入間田農村公園及び成田農村公園の三つの施設について、平成21年3月31日で指定期間が満了となることから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、平成21年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等関係規定に基づく指定の準備を進めてまいりましたが、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） それでは61ページをお開き願いたいと思います。

議案第15号であります。柴田町太陽の村、柴田町大字本船迫字上野4番地1、自然休養村太陽の村運営組合にお願いするという内容でございます。指定の期間につきましては、平成21年4月1日から26年3月31日までの5カ年とするものであります。

引き続きまして、63ページをお開き願いたいと思います。

議案第16号であります。

富上農村公園、柴田町大字上川名字館山90番地、第19区行政区にお願いするものであります。

入間田農村公園、柴田町大字入間田字太子堂24番地、これは第22区行政区にお願いするものであります。

次の64ページをお開き願います。成田農村公園、柴田町大字成田字左内69番地1、第26区行政区にお願いするものであります。

おのおの指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5カ年とするものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 61ページの太陽の村についてであります。

地域振興課の課長は一生懸命やっているんでね、大分成績が上がっているという風評ですけども、まず太陽の村、新しい方の宿泊施設があります。その宿泊日数と、それからおふろの回数、古い方と別に。古い方も同じようお願いします。

それからいろいろな行事、我々も常任委員会で行きましていろんなことをお話ししたりしてきましたけれども、ここ3年の売り上げとかそういうのがわかれば教えてください。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 太陽の村の利用日数ということで、今ちょっと手元にデータがないんですが、頭の中に入っているのは、宿泊日数2,700何名だと思いました。そのうちですね、新しい方と古い方という比率でございますが、これについては大体が7割方ぐらいが新しい方に泊まっておると思われます。

あとは3カ年の売り上げでございますが、右肩上がりとは言いませんが、徐々にであります。収入は横ばい、ただし職員等のリストラとかパートタイマーにしまして、利益は上がっているというのは事実でございます。

なお延べ人数といたしまして、毎日、味噌ラーメン、自前のぜいたく味噌ラーメン、あれが徐々に固定してきまして、日帰り客が約3万8,000人ぐらいという伸び率になっております。

なお、細かいデータ、数字等については後日報告させていただきたいと思っております。

〔午後2時16分 9番 佐藤輝雄君 入場〕

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） その一番あれなのは、今太陽の村は、あの芝生だけですよ、下の方ずっとですね。お店の方はラーメンが非常に好評で、私も月何回か行って利用しております。

年末年始ですけど、これはどんなふうになってるんですかね。何回か年末年始のことについてお伺いしてますけど、これがどんなふうになつているのか、再度お伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 今ですね、太陽の村のレストランなりデータ来ましたので、ご報告させていただきます。

平成19年度の実数でございますが、宿泊が2,412、日帰りが1,900、レストランの利用者が3万5,380という実数になってございます。合計で3万9,692人という利用客になっております。

まだ20年度につきましては年度途中でございますので、中間報告はございますが、確定はしておりません。

あと議員ご質問の年末年始でございますが、年始につきましては元旦祭等々を行っております。あとは年末等についても宿泊等があればなんですが、宿泊客の受け入れ関係は可能かと思いますが、現時点では今年度は年末の宿泊客はおらなかったと私は記憶しております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 先ほど課長の記憶違いで2,700は2,412とデータがきちんと今出てきたようですから、新しい方と古い方のきちんとした数字を教えてください。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 私の記憶が平成20年の宿泊が、現時点ですと2,001人、あとは日帰りが1,680だったんです。ですから私のあれには、このやつで大体2,000何がしでないかということで記憶にあったもので、これは訂正させていただきたいと思います。

なお、平成20年度の現時点でのレストランの利用客は3万5,765人となっております。現時点での20年度の人数は3万9,446人でありますので、伸びるのかなという結果になると思います。以上でございます。（「平成19年度に2,412人の利用客があった新しい方と古い方の…」の声あり）今の宿泊客のデータは合計でありまして、この細分化についてはちょっとまだ正式なデータはちょっとここには載っておりません。なお確認させていただきたいと思います。（「19年度ですよ、あなた言ったのは。20年度でないですよ」の声あり）はい、19年は宿泊が2,412、日帰りは1,900となっている。今議員さんおっしゃる質問は、これの新館、旧館との分類という質問ですよ。（「そのとおり、ちゃんとわかっているでしょう」の声あり）ですから、このはっきりしたデータに2,412人の中に、旧館何人、新館何人と出ておりませんので、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 建物なんですが、交流センターの方じゃなくて太陽の家の方ね。あの上にながっているソーラーシステム、大体撤廃する査定はされてるんでしょう、金額で出てる。それから上の部分の屋根の部分の雨漏り、これはですね何か今度太陽の家も使うような、きちんとした形になるような話になっているんですが、その前に建物自体を直さなくきゃならないと思うんですよ。周りのトイレなども直ってきてますからね。ですから真ん中の一番太陽の家の方を、きちんとしたお客さんを受け入れるような形じゃないとだめで、あそこだって結構バ

スケだの仙台大も使ってますからね。ですからその辺をいつするのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 今議員さんおっしゃるようにですね、経年劣化に伴いましてかなりひどいような状況になっています。それでソーラー関係の撤去、費用幾らかかるのかということで、今いろいろ聞いているわけでございます。そうしますと、あれは産業廃棄物になるんだそうです。ですから、なかなかソーラーを撤去するにも結構な金額。あとその撤去後の今度は上の防水関係ですね。ですからその辺も非常に金額的には高額になるということで、今応急措置で対応せざるを得ないのかなという考え方でおります。

ですから、とりあえず20万以下であれば太陽の村の指定管理者で修繕はしてもらいますが、それ以上ですと町の方で修繕するということになっております。ですから、毎年予算上で100万とか200万とか予算計上させていただきまして、まず緊急にやらなくてないもの、浄化槽の修繕、あと厨房関係ですね。あとは暖房施設、その辺から年次計画で徐々にやっていくということで、今現時点では大規模な改修というのは考えられないという状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） この太陽の村の修理の件はですね、四、五年前から言ってるんですよ。それで特に雨漏り関係がひどいということで、これは企画財政課長、この間決算委員会的时候かな、雨漏りについては自信を持ってね「雨漏りだけは最初に直します」というふうな話が、ほかの施設だよ、そういうときがあったんですが、そのときは太陽の家は別枠だったんで、この太陽の家の方の雨漏り、ひどいあれなんでね、その雨漏りについてはだれでも私言ってるように、どこの家でも一番最初に直すのは雨漏りです。これは原則ですから。その辺について企画財政課長、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 地域産業振興課長と協議しながら前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） やっぱりね5年もかかって、そしてあのときにはソーラーの撤廃は300万だったんですよ。あのそのもの自体が3,000万でしょう、つけたときには。そしてその間ですね、これ町長よく聞いてほしいんですが、壊れたときにどう直したのか。そしてどういう対処をしたのか、ないんですよ記録が。これはやっぱり柴田町の場合ね、すべてお客さんから受け取った声でも何でも、とにかく記録するということでね、やっぱり全体を指導していただき

たいと思いますし、こういうものがかなりありますからね。側溝の件についても何でも。だからやっぱりきちんとした形でね、もう5年過ぎて今6年目だという形で今、企画財政課長の努力ということを大いに期待して、いつでもお客さんを受け入れるような形で頑張っていたきたいと、町長の、さらに企画財政課長の後ろを押してやるということで一言。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 財政に一番詳しい企画財政課長が言うんでありますので、前向きに検討していきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

2時50分から再開いたします。

午後2時35分 休 憩

午後2時50分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第16 議案第17号 指定管理者の指定について

日程第17 議案第18号 指定管理者の指定について

日程第18 議案第19号 指定管理者の指定について

○議長（伊藤一男君） 日程第16、議案第17号指定管理者の指定について、日程第17、議案第18号指定管理者の指定について、日程第18、議案第19号指定管理者の指定について、以上3カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第17号から議案第19号までの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

議案第17号は、現在指定管理者制度により管理している柴田町デイサービスセンターさくら苑及び柴田町デイサービスセンターまごころホームの二つの施設について、平成21年3月31日で指定期間が満了となることから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、平成21年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

議案第18号は、これまで町が管理していた柴田町地域福祉センターについて、民間の能力活用と住民サービスの向上を図るため、平成21年4月1日から指定管理者による管理を行うこととしました。その施設の管理について地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

議案第19号は、柴田町心身障害者通所援護施設「もみのき園」が、平成21年4月1日から障害者自立支援法に基づく「柴田町地域活動支援センターもみのき」に移行してサービスを継続することになりましたが、その施設の管理について地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等関係規定に基づき、指定の準備を進めてまいりましたが、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） それでは、議案第17号指定管理者の指定についての詳細説明を申し上げます。

議案書65ページをお開き願います。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、柴田町デイサービスセンターさくら苑と、柴田町デイサービスセンターまごころホームであります。

次に、指定をしようとする法人その他の団体につきましては、柴田町大字船岡字迫28番地1、社会福祉法人常盤福祉会であります。

次に、指定の期間についてであります。施設の事業内容等を考慮しまして、柴田町デイサービスセンターさくら苑については平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、また柴田町デイサービスセンターまごころホームについては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とするものであります。

柴田町デイサービスセンターさくら苑の指定期間を3年間とするのは、さくら苑の敷地が常盤福祉会の所有地であることから、当該用地を町が無償で借用している経過があります。今後土地と建物の関係等協議していかなければならないために、長期の期間設定にしないこととしたためであります。

また、柴田町デイサービスセンターまごころホームの指定期間を5年間としましたのは、これまで指定管理者制度が定着し、利用者への安定的なサービス提供がなされていることから、これまでより2年間延長するものであります。

次に、指定管理者選定の経過についてご説明申し上げます。

柴田町デイサービスセンターさくら苑については、施設の敷地が常盤福祉会の所有地であり、当該用地を町が無償で借用している経過があることや、前回の指定管理についても施設が常盤福祉会が経営している特別養護老人ホーム常盤園に併設され、一体的に運営されている経過があるため、社会福祉法人常盤福祉会を公募によらず単独指名いたしました。

12月25日開催しました指定管理者選定委員会において、提出された申請書をもとに現在行っている福祉サービス事業実績、経営状況、提案された事業計画や収支予算案等を審査した結果、社会福祉法人常盤福祉会を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

また、柴田町デイサービスセンターまごころホームについては、前回は利用者がサービス提供者がかわることによる不安感を除くために、社会福祉法人常盤福祉会を公募によらず単独指名いたしました。指定管理者制度が定着したことから今回は指定管理者を公募することとしました。公募期間を平成20年11月11日から12月15日に設定して、町の広報紙及びホームページにおいて周知いたしました。公募期間中の11月25日に申請を検討している法人等の説明会を開催しましたところ、一つの社会福祉法人の出席があり、公募要項の説明や質疑の時間を設定したところあります。

12月12日に説明会に出席した社会福祉法人常盤福祉会から申請書が提出されましたが、申請者は1事業所のみでありました。12月25日に開催した指定管理選定委員会において、提出された申請書をもとに、現在行っている福祉サービスの実績、経営状況、提案された事業計画や収支予算案等を審査した結果、社会福祉法人常盤福祉会を指定管理者の候補と選定したものでございます。以上でございます。

次に、議案書67ページをお開き願います。

議案第18号指定管理者の指定についての詳細説明を申し上げます。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、柴田町地域福祉センターであります。

次に、指定をしようとする法人その他の団体につきましては、柴田町大字船岡字中島68番地、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会であります。

次に、指定の期間についてであります。施設の事業内容等を考慮して21年4月1日から、平成26年の12月31日までの5年間とするものであります。済みません、平成26年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、指定管理者選定の経過について説明申し上げます。

町へのサービス向上としましては、地域福祉センターに入所し、常駐している事業者が直接窓口対応をし、利用者からの意見要望に対し即座に対応することが重要かと思われ。入所している事業者の柴田町社会福祉協議会は、地域福祉センター開設時の平成13年4月から、町の管理委託の受託先として施設の管理等も行ってまいりました。また、平成18年4月からは地方自治法改正に伴い、公の施設の管理のあり方が変わったことから、管理については町が行い、施設の運営業務を町社会福祉協議会に委託してまいりました。

このことから、地域福祉センターに入所し常駐して利用者対応ができ、地域福祉センター施設の管理運営業務にかかわって、業務に経験と実績のある柴田町社会福祉協議会を指定管理者の候補者に単独指名いたしました。1月22日に開催されました指定管理者選定委員会において、提出された申請書をもとに現在行っている福祉サービス事業実績、経営状況、提案された事業計画や収支予算案等を審査した結果、指定管理者の候補者として社会福祉法人柴田町社会福祉協議会を選定したものでございます。

次に、69ページをお開き願います。

議案第19号指定管理者の指定について、詳細説明を申し上げます。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、柴田町地域活動支援

センターもみのきであります。

次に、指定をしようとする法人その他の団体につきましては、角田市佐倉字町裏1番63番地の社会福祉法人臥牛三敬会であります。

次に、指定の期間についてであります。一体的運営を行う、柴田町地域活動支援センターしらさぎと同様にするために、平成21年4月1日から平成23年の12月31日までとするものであります。

次に、指定管理者選定の経過についてご説明申し上げます。

平成18年に施行されました障害者自立支援法により、これまでのもみのき園のような障害者小規模作業所は法定施設に移行することが求められております。しかし、もみのき園は法定施設の地域活動支援センターの単独としての設置要件の10人以上の利用基準が満たされません。そこで、保護者会等と話し合いを重ねた結果、柴田町地域活動支援センターしらさぎを主とし、もみのき園を従と位置づけまして、一体的運営を行うことにより地域活動支援センターとしての設置が可能となりました。そこで、柴田町地域活動支援センターしらさぎは21年1月から運用し、管理者については公募し決定した指定管理者として、社会福祉法人臥牛三敬会が行っております。しらさぎともみのきの二つの地域活動支援センターが一体的運営を行うこととしていることから、柴田町地域活動支援センターもみのきの指定管理者も、しらさぎと同様に社会福祉法人臥牛三敬会を公募によらずに単独指名といたしました。

1月22日に開催されました指定管理者選定委員会において、提出された申請書をもとに現在行っている福祉サービス事業実績、経営状況、提案された事業計画や収支予算案等を審査した結果、社会福祉法人臥牛三敬会を指定管理者の候補者として選定したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） **これより質疑に入ります。**質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。1番広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 議案第17号の指定管理者の指定について、これまで余り深く考えたことがなかったんですが、ただ今改めて報告を受けまして、柴田町デイサービスセンターのさくら苑、これをですね指定管理者の対象にするというのは、対象施設にするというのは無理があるんじゃないかなという気がしてきました。

というのは、今ご説明あったとおり、さくら苑の施設が常盤福祉会の土地の上に建っておる、しかも併設で別の常盤福祉会の施設が建っているという、こういう立地条件において、指定管理者で公募をこれからもしたとしても、公募してくるところというのはないと思うんです。

こういう施設をですね、これからも指定管理者として町が施設の管理を委託する形で置いておくというのは、やはり無理があるのではないかと。

将来的に、例えば現在のさくら苑の施設が老朽化して建てかえとなった場合にも、どういう扱いにするのかということも問題になってくるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

選定委員会等におきましても、それが大きな協議の主たる内容でございました。3年間としましたのは、その3年間の間に土地と建物の所有権というのが違うということは、今後いろいろな不合理が生じるだろうというようなことで、所有者を一体にしようと、同一所有者にしようと考えた場合には、どちらかといったら土地の所有者に建物の建物の所有権を移すのが一般的かなというようなことで、その辺の交渉をこの指定管理期間3年間の間にきちんと、その辺は結論を導くべく交渉いたします。そのために余り長い期間は問題があるというようなことで、そういうことを考慮するために3年間という短い期間で今回、その間に所有の形態をきちんとした状態にしようというようなことが考えにあって、この3年という期間を設けました。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） そうすると、売却を考えるということになるんですかね。所有権を移転するということは。譲渡ということにはならないですね。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 売買になるか、無償になるかとなりますと、譲渡の方向では考えています。方向で相手方もあるものですから、交渉しようとは、町側としましてはその辺を含めて無償譲渡になろうかと思いますが、譲渡の方向で今後当事者間で交渉を進めてまいります。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） そういった場合にですね、町内にもほかの民間業者で、いわゆる介護の受け皿になっている施設とそれから法人はあると思うんですが、そういうところとの兼ね合いで問題になるということはないのでしょうか。その辺がちょっと気になりまして、結局、柴田で言うと常盤福祉会というのが特別になっているというのがちまたで言われている言葉ですから、特別な扱いをしているという部分も含めてですね、そういう疑惑を払拭するようなそういう取り組みも必要ではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答えいたします。

町がつくった施設、公の施設ですので、補助金等々も入ってますので、補助金適化法に触れないように、きちんとその辺は県の指導等も仰ぎまして処分したいと思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 同じく議案第17号なんですけれども、まごころホームの方です。

今回公募をかけても常盤福祉会、1事業者のみということで、どうなんですかね。そしてまた今度は、5年間だというふうになるのは、果たしていいのかどうか。やっぱり競争があつてこそいい事業ができるかもしれない。ただし、お年寄りの施設だから本当は短い期間でころころ変わっては困るところなんですよね。それはわかるんだけど、今回も公募してもどこも手を挙げないというのは、入りにくいとか、やっぱりそういうことがあるんでしょうか。

それともう一つは、今民間事業者がたくさん出てきた中で、今のところ供給と受給とバランスとしては供給の方が多いと思うんですね。いつまで町としてやらなければならないのか。完全に民間に任せることはできないのかどうか。

この施設自体はもともとデイサービスをやろうとして確かにつくったかもしれないけれども、町が今必要としているのは本当にデイサービスなのかどうかという検討はしているんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） 介護のサービスにもかかわる問題ですので私の方からお答えしたいと思います。

確かに介護保険法が12年に改正されまして、デイサービスを町が行うということについては、だんだん民間の方にシフトしていくというのが全国的な流れでもあります。

町の方については先ほど話しましたが、さくら苑、いわゆる適化法による補助が残っているために、償還を終わるまでは町の直営のスタイルはとって、それを民間の事業者さんに指定管理者でお願いするという形をとらざるを得ないというふうに考えておりました。

まごころホームについても大きな福祉センターの中の施設ですので、これも行く行くといいますが、この次の更新のときには民間ということも考えなきゃいけないと思いますが、実は適化法というのは50年規制がかかります。それで、もちろん同じサービス、同じ公の同じサービスに使うのであれば無償貸与、無償譲渡が可能になります。その意味で、さくら苑も先ほど無償譲渡と話したのは、それきり道がないと。あと、まごころホームについては確かに福祉セン

ターの中の施設ですので、この次のときには、やはり検討はしなければいけないと思います。

ただもう1点、公募でほかの事業者さんが5年というのは長いんじゃないかという話なんです。ただ、実は介護のサービスというのは人のサービスです。いわゆる職員といいますか介護スタッフ、この方たちを抱えて経営するわけですから、やはり3年では短いというのが全国的な声です。事業者さんの声です。それで設定については全国的な声、それでも競争の余裕が残る5年間にするという形にしました。

そういうことですので、今回事業をやるためにはいわゆる社会福祉法人でなければいけないですし、それだけのスタッフをそろえられるかというようになると、なかなか新規の方は手を挙げづらいというのが正直なところ。で、もう一つは先ほど議員おっしゃいましたように、この地域の介護の需要がそれほど供給量が少ないというわけではなくて、新しく開けば競争になるという思惑もあるのかと。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） それから18号の柴田町地域……、済みません、地域福祉センターで今回の社会福祉協議会が指定管理者なんです。何度も私もこの本会議の場で言ってるんですが、どうにかしてボランティアセンターを土日開放できないものかどうか。社協の中にはボランティアセンターも含まれていて、あそこはもっと上手に使える、いわゆる民間の活動団体を支援する場所にもなり得るんですよ。

ですから、土日さえ開放すれば随分利用があつて、皆さん助かるかなと思うんですが、いわゆるNPO活動支援センター的なような使い方もできると思うんです。

ただ、福祉協議会がまた指定管理を受けてしまうと、土日は基本的に休みということであげられないんですね。その辺についてはどうお考えですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 今度ご承認いただければ本協定ということになりますので、その辺につきましては、この指定管理者制度導入の条例改正時のいろいろお話承りました。土日は一応休館というのは原則的な休館ですけれども、町と協議の上、土日開くことは構わないんだよというようなことで、ただし書き規定がありますので、これらもどんどんただし書き規定があるので、かたく原則ばっかしじゃなくて、そういう例外規定、ただし書き規定もどんどんご活用いただきたいというようなことで、そのことを話し合いのもとに、了解のもとに本契約というような方向に持っていきたいと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） まず1点目ですね。デイサービスまごころホームですけども、何回かもうこの議会でもお話ししています。土手内で起こった事件の解決がまだ見られていない。これは最終責任者、まごころホームになるのか常盤福祉会になるのか、それとも町になるのか。これ全然、だんだん年月が経過しますと、最終責任者がわからなくなっている、では、うまくないので、確認をしておきます。

次に第18号、指定をしようとする法人に社会福祉協議会があります。実はここの事業には、県の方から委託されている赤い羽根募金があります。この赤い羽募金は県から委託されている事業ではありますけれども、どうも募金をかけるときに、過去に何回か不正があったと。これ集めるときにですね、領収書はつukれないのかどうか。例えば福祉協議会の会で、各行政区にお願いをする、行政区も1会員でありますというようなことを聞いていると。じゃあ、行政区にお願いするとき、社会福祉協議会の領収書はつukれないのか。半券は寄附をした人に、半券は協議会に入るとか、そういうような領収書はできないのかどうか、これをお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁させていただきます。

まず、第1点目の事故の件でございますが、あの当時は町の業務の管理委託というようなことで、最終的には町の事業ですので町が責任を負わざるを得ない立場になります。それ以降、いろいろ交渉してまいりましたが、ご本人さんは既に亡くなってしましまして、相続人の方といろいろ交渉してまいりましたが、最終的にはその相続人の方から「こちらから何らかのアクションを起こすまで、町の方から来ないでほしい。来てほしくない。何かあったら私の方からアクションを起こします」というようなことを言われていまして、そういうことで、今は交渉の窓口は残してございますが、最終的には数年前から何ら申し入れ請求等がないというので、町側としては動けない状態にいるというようなことでご理解いただければと思います。

先ほど赤い羽根の共同募金会につきましては、国が期間等を定めて、国が各県に依頼といたしますか、おりてきまして、その県が県内の募金を主体的に県の責任で、各自治体にある、どここの自治体にも社会福祉協議会が設置されてますので、県が自治体の社会福祉協議会に募金を依頼するというようなことで、そういう関係で県からいろんな役職の委嘱がされてまして、募金の協力員的なこととか県からの委嘱というようなことで動いてますので、今はっきりしたお答えはできかねる…、その募金についての領収書の云々につきましては、実施主体であります県の共同募金会にちょっと確認のために時間をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 17号については、向こうさんの方で、相手先がアクションがあるまで来ないでほしいと、そういうことを言われて何年たつのかなど。もうこれでそのまんま投げたていいのかどうか。相手さんがあの事故で、その後まもなく亡くなってはいるんですけども、それが直接の原因かどうかは特定することはできないということなのかどうか。

私がちょっと今まで聞いたところでは、どうも感情的な面が非常に多いと。対応の悪さ、遅さ、それで責任の感じ方が全然なくて、相手さんが怒って、それ以来もういいよというような感じているのかどうか、ここら辺もう少しね、きちんとしておかないと、来ないでほしいからって投げたていいものかどうか。

それから18号。これはですね、やっぱり町、他の町村がどうであれ、やはり町では指導がされるべきだと思いますよ。なぜなら皆さんだて聞いているはずですよ。この赤い羽根の募金でかかわった方の不正があったということです。ですから私は、町では福祉協議会に領収書をつくって出すようにしてはいかがですかと、その勧告はできるんじゃないですか。いかがですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長

○健康福祉課長（平間洋平君） 赤い羽根関係の募金からお答えいたします。

今確認しましたところ、団体とか行政区あてのそれぞれいただいた寄附につきましては、領収書を出しているというようなことです。（「個人じゃないでしょ」の声あり）はい。

○10番（我妻弘国君） 例えば平間課長さんに、あなたからいただいた。集めに行った人があなたあてに領収書をつくるんです。そういうことができないかと。それをまとめた区の区長さんが持って行ったときに、団体あてに領収書切ってるというんでしょう。そうじゃなくて私は各個人にきちんと領収書を切るべきだと。これがないと、例えば恣意的に平間さんのは外すということがあると。持って行った金額だけ領収になるわけでしょう。ですから私は全員に、要するに寄附をいただいた方全員に領収書を切るようにしてはいかがですか。それを町でお願いしているわけですから、いろんなことを。そういう勧告をしてもいいんじゃないですかということです。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長

○健康福祉課長（平間洋平君） お答えいたします。

それぞれその行政区とかで集金といいますか、区費をいったん充てるとかいろんな支払いの方法はあると思うんですが、個人あてに、せっかくいただいたお気持ちを、それぞれ個人個人にありがとうございましたという意味で領収書が発行できれば、それが一番いいかと思います。そういう方向でできないかというようなことは、先ほど県の共同募金会というようなことをお

話し申し上げましたが、町にあります社会福祉協議会とですね、そういう方向で何とかできるような方向で検討できないかというようなことでは協議させていただきたいと思います。

あと前段の土手内の事故の関係での対応というようなことでございましたが、ご本人さんに対する治療費等々につきましての補償、それについては終わってます。そのことに対する気持ち的な、相続人の方々が嫌な思いを、それをただ思いがどうこうのと言われましてもその思いがどんだけの早い話、慰謝料的なものに発展していくかと思うんですが、あるのか、その量がどうなのか。その辺示していただかないことには、町の対応もちょっと対応しづらくなっちゃうのかなというようなことで、時間がたってしまっていたというようなことでございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 指定管理者の指定について

日程第20 議案第21号 指定管理者の指定について

○議長（伊藤一男君） 日程第19、議案第20号指定管理者の指定について、日程第20、議案第21号指定管理者の指定についての2カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第20号及び議案第21号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

議案第20号及び議案第21号は、現在指定管理者制度により管理を委託している柴田町駐車場及び柴田町自転車駐車場である船岡駅南駐車場、船岡駅北駐車場、槻木駅東駐車場、槻木駅西駐車場、船岡駅南自転車駐車場、船岡駅北自転車駐車場、槻木駅東自転車駐車場、槻木駅西自転車駐車場の8施設について、平成21年3月31日で指定期間が満了となることから、引き続き地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、平成21年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等関係規定に基づき指定の準備を進めてまいりましたが、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議された結果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） では議案第20号及び議案第21号の詳細説明を申し上げます。

当案件につきましては町長が提案理由で申し上げたとおり、駐車場4カ所と自転車駐車場4カ所の8施設でございます。平成21年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものでございます。

当施設につきましては、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、平成18年4月1日より平成21年3月31日までの3カ年、議会の議決を得まして社団法人柴田町シルバー人材センターに指定管理者として指定してまいりました。

今回、指定期間の満了となることから、新たに駐車場及び自転車駐車場の施設管理業務を行う事業者を公募いたしましたところ、平成20年12月4日の説明会については2者が参加されましたが、申請段階では1者ということになりました。前回指定しておりました社団法人柴田町シルバー人材センターのみということでしたので、これを受けて柴田町公の施設の指

定管理者選考委員会の審査を受け、指定管理者として指定することを承認されました。

議案書の方をごらんになっていただきたいと思います。71ページです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、71ページの船岡駅駐車場からですね、次のページ72ページの槻木駅西駐車場までの4カ所でございます。

指定しようとする法人その他の団体でございますが、柴田町東船迫1丁目8番1、社団法人柴田町シルバー人材センター。

指定の期間でございます。平成21年4月1日より平成26年3月31日まででございます。

続きまして、議案第21号でございます。

73ページをお願いいたします。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、船岡駅南自転車駐車場からですね、次のページです、74ページの槻木駅西自転車駐車場までの4カ所でございます。

指定をしようとする法人その他の団体につきましては、先ほど申し上げました社団法人柴田町シルバー人材センターでございます。

指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日まででお願いしたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） **これより質疑に入ります。** 質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 議案第21号ですか、自転車の駐車場についてであります。

まず一つは、前にかなり盗難があると。その盗難の状況は今どうなのか。

それから、あそこに盗難防止のためにカメラをつけておりましたけれど、その後そういう破損なんかはないのかどうか。

それからもう1点。今から来月まで仙台大学の学生さんが相当数就職とか何かで帰られます。おみやげに自転車を置いていくんですね。町でももらっていいものかどうかわからなくて、随分と迷っていらっしやると思うんですけど、この放棄自転車に関してどんなような取扱いを今からしていくのか、そこら辺をお伺いしておきます。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） まず1点目の盗難の状況でございますが、つい最近といたしますか、指定管理者ということでシルバー人材センターに委託はしてるんですが、盗難関係については当然町の方にもその連絡はございます。私自身がこういう事故があったという案件を聞いて

てございませんので、盗難についてはほとんどないのかなというふうに思っております。

あとカメラ関係ですね、防犯用のカメラなんですけど、破損したということも聞いてございません。

次に2点目でございますが、今お話があったとおり春休み近くになりますと、先ほど固有名詞で申し上げたと思うんですけど、仙台方面に通っているお子さんたちもいらっしゃいます。やはり期間的にですね、やはり3月末といいますか上旬ぐらいですかね。卒業なされてその後期間が過ぎたにもかかわらず、そのまま放置されている自転車等もかなり見受けられます。それらについては手続上、公告しながら警察の方に照会をかけた上で、所有者がわかった時点では当然本人に連絡をとった上で、手続をしていただいております。やはり登録番号がないもの、防犯登録ナンバーのないものとか、あとこちらでステッカーを張ってるんですが、それらのないもの等については所有者の判断がつかないと、所有者がどなたかわからないと、そういうものについては当然一定の期間を置いた上で、今現在は不法投棄された自転車すべてを可燃物ではありませんから、蔵王町の方に運んで処分しているような状況でございます。

今後の取扱いについては、前にも使える自転車を何で処分するんだというお話もございましたので、それらについて早急に法整備をした上で、何とかリサイクルして使えるようにしたいということで、ちょっと私の方の課の方で詰めたんですが、やはり自転車法に基づいた法規制、条例を制定した上で一定エリアを区域として、その区域については定期的な時間帯で巡回パトロールをして、移動しているかどうかを確認、時間帯で確認をして、それが移動していないということが巡回で確認された時点で放置自転車という取扱いができるということがございますが、確かに方法的には再利用も可能かと思うんですが、なかなか巡回していただく人たちについても人件費等々の問題がございます。ということは当然、一般財源でその分の費用を手当をした上でお願いを申し上げて、それで放置自転車ということで認めて、それに基づいて当然手続上は警察照会とか行うんですが、それらを考えるともうちょっと時間をいただきながら、よりよい方法をちょっと今模索している状況でございますので、できるだけ早目に議員の皆さんのお声もあるということでございますので、整備はしてまいりたいと。

ただし、柴田町全域というのはちょっと難しいものですから、今考えているエリアについては駅周辺。槻木駅の両方の自転車置き場ですね、それと船岡駅の両方の自転車置き場。あのエリアの周辺、駅周辺ですね、のみの地域指定をした上でそのような手続をしていくのが一番いいのかなということで、現在考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 私もそのように思いますけれども、やっぱりこのエリアですね、地域一定区域ということは駅周辺もあるだろうし、コンビニのところもあるだろうし、銀行さんのところもあるだろうし、そんなに大きなエリアになるとは思いませんけれども一般財源でどのように人間を、どのぐらいの人間を雇って対策、例えば週1回確認に歩くのかどうか、それはわかりませんが、まずちょっとね、私議員になったときからこの話出てるんですよ。もう今度ね、私3月にまた免許書きかえの選挙あるわけですけど、8年たってもまだできていないということなので、ひとつ頑張ってやっていただきたい、こう思います。

○議長（伊藤一男君） 要望ですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号、指定管理者の指定について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第22号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（伊藤一男君） 日程第21、議案第22号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第22号和解及び損害賠償の額を定めることについての提案理由を申し上げます

平成20年8月31日に船岡字大住地区において発生した大雨時の町道冠水による自動車の損傷事故に伴う損害賠償に関し和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細については担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 議案第22号、和解及び損害賠償の額を定めることについての詳細説明をいたします。

本件につきましては自動車事故ということではございませんので、通常100万未満の自動車事故については専決ということで、今議会でも報告ということで出させていただきました。本件につきましては自動車事故ということではございませんので、議会の議決をお願いするというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議案書の75ページになります。

平成20年8月31日午前6時50分ころ、町道大住1号線におきまして、大雨により冠水した道路に車両が進入し水没いたしました。町がバリケード等による危険防止策がなされていないことを原因として、町道管理者に対して損害賠償の申し出がありました。町といたしましては直ちに全国町村会総合賠償補償保険ということで、事故報告書をつくりまして、双方の瑕疵割合の判断を第三者に仰いでおります。

被害者は、通行時は早朝ではあるが、冠水状況が確認できたにもかかわらず、通行できると自己判断し通行した結果であることから、7割被害者の瑕疵となること。それから道路管理者としても車両通行が不可能である状況において、安全対策を行っていないことは瑕疵が全くないとは言えないとして3割の瑕疵はあると判断したということの保険会社等からの報告がありました。

このことから、被害総額42万8,310円の7割につきましては29万9,817円になりますが、被害者が負担すると。それから3割の12万8,493円が道路管理者であります町負担というようなことで額を定めました。

それでは議案書であります。議案第22号和解及び損害賠償の額を定めることについてを朗読させていただきます。と思います。

平成20年8月31日、柴田町大字船岡字大住地内において発生した大雨時の町道冠水による自動車の損害事故に伴う損害賠償に関し、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることにつ

て地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 といたしまして、和解及び損害賠償の相手でございますが、宮城県柴田郡柴田町船岡東3丁目9番29号、菅野誠吉氏でございます。

和解の内容でございます。町は相手方に損害賠償額12万8,493円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

損害賠償の額でございますが、同じく和解内容と同じ12万8,493円ということになります。この金額につきましては、全額保険対応というふうになります。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号、和解及び損害賠償の額を定めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会といたします。

2月23日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時44分 延 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年2月20日

議 長

署名議員 番

署名議員 番